



第 129 回養父市議会定例会における上程議案について

第 129 回養父市議会定例会を令和 7 年 9 月 1 日に開催します。
この定例会において、上程する議案は次のとおりです。

- 1 議案 第 129 回養父市議会定例会議案送致目録のとおり。
- 2 その他 議案はメール送信し、2024年度決算資料については各新聞社のみ配布（手渡し又は郵送）いたします。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：二位 紘樹
電話：079-662-3161

第 1 2 9 回 養 父 市 議 会 定 例 会

議 案 送 致 目 録

令和 7 年 9 月 1 日

議案番号	案 件 名
報告第 6 号	令和 6 年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第 7 号	令和 6 年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
報告第 8 号	令和 6 年度公益財団法人医療文化経済グローバル研究所の経営状況について
承認第 5 号 専決第 6 号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
承認第 6 号 専決第 7 号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
議案第 50 号	養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 51 号	養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52 号	養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 53 号	養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 54 号	損害賠償の額を定め和解することについて
議案第 55 号	令和 7 年度養父市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 56 号	令和 7 年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 57 号	令和 7 年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第58号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
報告第9号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
認定第1号	令和6年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和6年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和6年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第7号	令和6年度養父市下水道事業会計決算認定について

提 案 理 由

報告第6号	令和6年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第7号	令和6年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
報告第8号	令和6年度公益財団法人医療文化経済グローバル研究所の経営状況について
理 由	上記3件は、養父市が資本等の2分の1以上を出資している株式会社等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものである。
承認第5号 専決第6号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
理 由	本件は、定額減税に伴う調整給付金給付事業において、当初想定していなかった給付対象者が生じることとなり、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年7月8日付けで専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。
承認第6号 専決第7号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
理 由	本件は、少雨・高温に伴う渇水・暑熱対策事業を実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年8月6日付けで専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。
議案第50号	養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由	<p>本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正（令和7年法律第5号）に伴い、育児等を行う職員への意向確認及び部分休業制度の整備について改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和7年10月1日からである。</p>
議案第51号	<p>養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正（令和6年法律第22号）に伴い、旅費の支給対象の見直し等について所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和8年1月1日からである。</p>
議案第52号	<p>養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、第14条の条文中の「異常乾燥注意報」について、気象庁予報警報規程等の一部改正により昭和63年4月1日に「乾燥注意報」に改められており、また同注意報及び強風注意報は気象庁により「発表」されるものであることから所要の改正を行うもの。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報が発表」に改め、同条第2項中「異常乾燥注意報又は」を「乾燥注意報が発表若しくは」に改める。</p>
議案第53号	<p>養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、指定工事店制度を導入していた被災地の円滑な復旧作業の妨げとなってしまう指定工事店制度に、特例を定めることで施工業者の確保を容易とし、迅速な復旧を可能とするため、国の通知を受け、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施工日は、公布の日からである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>養父市下水道条例の第8条（排水設備等の工事の実施）、及び養父市給水条例の第7条（工事の施工）の末尾に以下の文言を追加する。</p> <p>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</p>

議案第54号	損害賠償の額を定め和解することについて
理由	<p>本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるもの。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>令和7年2月8日、道路等除雪業務受託者が除雪作業中に路肩を踏み外し、脱輪した際に家屋を損傷させたもの。</p> <p>■損害賠償の額 1,176,736円</p> <p>■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0%</p>
議案第55号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第4号）
議案第56号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第57号	令和7年度養父市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
理由	上記4件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
報告第9号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理由	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。
認定第1号	令和6年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和6年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

理由	上記5件は、各会計における令和6年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。
認定第6号	令和6年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第7号	令和6年度養父市下水道事業会計決算認定について
理由	上記2件は、各会計における令和6年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定に付すものである。

報告第6号

令和6年度株式会社おおや振興公社の経営状況について

令和6年度の株式会社おおや振興公社の経営状況は、別冊のとおりである。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

令和6年度

経 営 状 況 報 告

株式会社おおや振興公社

第38期 事業報告書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

1 総括

第38期のあゆ公園の営業は、4月19日から開始しました。

4月、5月の人工河川・宿泊の売上は天候も良く、前年度比145%となりました。しかし6月、7月は不安定な天候の影響を受け、7月の3連休も十分に営業することができず、前年度比73%でした。繁忙期の8月に入ると天候が好転し、お盆期間中の11日～19日も天候に恵まれ、十分に営業ができました。8月の売上は前年度比で114%に達しました。9月には、秋晴れに恵まれ、前年度比で113%と売上が増加しました。

人工河川部門では、8月の繁忙期に多くの家族連れのお客様にご来場いただきました。BBQの利用者は年々増加し、売上は前年度比116%となりました。お客様の利便性を考慮し、屋根付きの飲食・休憩スペースを設置しました。

レストラン部門につきましては、第38期も（公社）養父市シルバー人材センターと業務委託契約を継続し、繁忙期を中心に営業いただきました。これにより、ピーク時の来場者に飲食サービスを提供することができました。

宿泊部門では、合同会社SPARKと業務委託契約を締結し、コテージの清掃を委託しました。協力してコテージの施設美化の向上を目指してまいります。

これらの取組により、第38期の売上総合計は41,873千円（前年度54,699千円からラーメン事業を除くと40,689千円）となり、前年度比1,184千円の増加となりました。この成果は、施設の改善とサービスの質の向上によるものであり、今後もお客様に愛される施設を目指して、さらなる努力を続けてまいります。

部門別の売上の対前年度比較

(税抜) (単位：円)

部門	第38期 (令和6年度)	第37期 (令和5年度)	増減	前年度比
人工河川	29,499,216	27,673,586	1,825,630	107%
レストラン・物産	0	0	0	0%
宿泊	6,651,537	7,686,154	(1,034,617)	87%
ラーメン事業	0	14,009,814	(14,009,814)	0%
駐車場	2,602,280	2,210,006	392,274	118%
その他	3,120,000	3,120,006	0	100%
合計	41,873,033	54,699,560	(12,826,527)	77%

注) レストラン部門は、(公社)養父市シルバーに業務委託をしているため、売上はありません。

2 個別事業

(1) 人工河川

人工河川部門は、家族連れに特に人気のある施設として安定した売上を維持し、売上29,499千円(前年度比106%)となりました。BBQの売上は好調で前年度比116%の増加を達成しました。24時間受付可能なネット予約システム、駐車場の増設、BBQメニューの工夫等の相乗効果が売上増加につながっています。

来場者の動向を把握するために実施したアンケートでは、60%が初めての訪問で、40%がリピーターであることが判明しました。あゆ公園をどのように知ったかに関する質問では、最も多い45%がネット検索を通じて、次いで19%がSNSを通じて知ったと回答しました。これは情報サイトや友人・知人からの紹介、その他の方法を含む多様なチャンネルを通じて新規およびリピートの来場者を獲得していることを示しています。

また団体のお客様のご利用も増加しており、企業様の大規模な貸切営業など新たな顧客層を開拓しました。さらに駐車場の増設により、7月から9月中旬までの繁忙期にあたる土日祝日やお盆期間に駐車料金の設定を継続しました。この期間の利用台数は2,782台(前年度比103%)に達し、お客様からの好評を得て、利便性の向上と運営の円滑化を実現することができました。

(2) レストラン

業務委託契約を結んでいるレストランは、営業日数23日間、入込数1,264人(前年度比63%)でした。繁忙期に(公社)養父市シルバー人材センターの協力を得て営業を行いました。今後も協働関係を深め、双方にとってより良い運営を目指します。

(3) 宿泊(ペンション・コテージ)

ペンションは、市との協議の結果、経費削減のため水道・ガス・電気の供給を停止しました。

コテージは、売上6,651千円(前年度比87%)となりました。お客様がご予約時に、BBQの食材をオプションで選べるサービスを継続しました。また、職員の退職に伴い、就労継続支援A型事業所である合同会社SPARKと連携し施設の美化に努めました。市との修繕計画に基づき、ウォシュレットの設置工事を実施しました。

(4) 全体施策

- ① お客様の利便性や快適に過ごして頂けることを考え、日除けの屋根の設置、無料のレクリエーションスペースを整備しました。
- ② 施設環境の改善として施設全体の環境美化を定期的に行い、快適な空間を提供しました。また立木の伐採・剪定、草刈り、清掃美化を通じて、安全かつ

清潔な公園環境を維持しました。

3 設備投資と修繕

(税抜) (単位：千円)

部門	区分	内容	投資	修繕
川の家	川の家	塩焼き場斜面整備		205
		看板撤去 (施設内外側水槽横)		138
		人工河川内仕切り板ブロック施工		126
共通	共通	HPリニューアル費用	880	
合 計			880	469
総 合 計			1,349	

注) 10万以上の投資経費と修繕費を計上

決 算 報 告 書

第 38 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

株式会社 おおや振興公社

兵庫県養父市大屋町加保 5 8 2

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

株式会社 おおや振興公社

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高	38,753,033	
受 託 収 入	3,120,000	41,873,033
【売 上 原 価】		
期首商品棚卸高	71,244	
仕 入 高	9,014,360	
合 計	9,085,604	
期末商品棚卸高	271,887	8,813,717
売 上 総 利 益		33,059,316
【販売費及び一般管理費】		32,522,751
営 業 利 益		536,565
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	114	
受 取 配 当 金	1,200	
雑 収 入	524,037	525,351
経 常 利 益		1,061,916
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 処 分 益	404,018	404,018
税引前当期純利益		1,465,934
法人税住民税事業税額		185,000
当 期 純 利 益		1,280,934

販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

株式会社 おおや振興公社

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額
役員報酬	1,340,000
給料手当	9,141,690
退職金	400,000
法定福利費	743,274
福利厚生費	164,089
賞与	760,000
出向者給与	872,141
外注費	6,430,708
広告宣伝費	20,000
運賃	6,050
支払手数料	1,873,191
寄付金	25,000
諸会費	101,000
旅費・交通費	164,042
通信費	192,714
事務消耗品費	113,728
消耗品費	2,709,122
租税公課	196,212
減価償却費	1,657,277
修繕費	756,465
水道光熱費	2,749,198
保険料	367,517
装備衛生費	836,461
リース料	524,880
燃料費	93,673
支払報酬	242,881
研究開発費	3,678
雑費	37,760
合 計	32,522,751

株主資本等変動計算書

株式会社 おおや振興公社

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

	株 本 資 本		株 主 資 本			株 主 資 本 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 そ の 他 の 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金 そ の 他 の 利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金					自 己 株 式
当期首残高	57,000,000			△3,530,722		53,469,278			53,469,278	
当期変動額										
当期純利益				1,280,934		1,280,934			1,280,934	
当期変動額合計				1,280,934		1,280,934			1,280,934	
当期末残高	57,000,000			△2,249,788		54,750,212			54,750,212	

	利 益 剰 余 金 の 内 訳	
	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当期首残高	△3,530,722	△3,530,722
当期変動額		
当期純利益	1,280,934	1,280,934
当期変動額合計	1,280,934	1,280,934
当期末残高	△2,249,788	△2,249,788

個 別 注 記 表

株式会社 おおや振興公社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券・・・総平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・仕掛品・製品・・・最終仕入原価法による原価法

商品・貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

固定資産の減価償却の方法

税法に規定する償却期間で償却している。

引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している。

消費税の会計処理

税抜方式で計上している。

収益及び費用の計上基準

収益については実現主義により、費用については発生主義により計上している。

中小企業会計に関する基本要領

2. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した額 12,787,222 円

保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他債務の注記

受取手形割引高 0 円

受取手形裏書譲渡高 0 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の数 1140株

当事業年度末日における自己株式の数 0株

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第124条第1項に規定する基準日が当事業年度中のものを含む。)

第37期事業年度の定時株主総会

配当に関する事項

配当財産が金銭の場合

金銭配当の株式の種類別内訳

配当金の総額

1株当たり配当額 0円

基準日

令和 6年 3月31日

4. 1株当たり情報に関する注記

純資産額 48,026円50銭

当期純利益 1,123円62銭

報告第7号

令和6年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について

令和6年度のやぶパートナーズ株式会社の経営状況は、別冊のとおりである。
よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

令和6年度

経営状況報告

やぶパートナーズ株式会社

第12期事業報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

■事業概況

当社は、地方創生を目的として設立された地域公共会社であり、小規模事業者を下支えし、創業・第二創業に繋げるイノベーション事業や商品開発支援、特産品のブランド化、販路開拓支援、産学連携支援、PR・イベント支援などを展開し社会的利益への貢献を目指してきました。

今年度は但馬農業高校が鶏胸肉の販売に苦戦していると聞き新商品開発を提案しました。総合畜産科の生徒らと冷凍チキンカツを共同開発し但農祭で販売したところ完売するほどの大好評を得ました。

また、北陸新幹線敦賀延伸を機に養父市朝倉と縁のある福井県の道の駅一乗谷あさくら水の駅と取引を開始し、関東方面からの観光客向けに養父市特産品朝倉山椒の加工食品を販売しPRに努めました。

さらに、JR西日本商事が運営する通販サイト DISCOVER WEST mall に養父市産品を出展したところ全国29都府県の顧客から購入申出があるなど販路拡大が図られつつあります。

事業収入の更なる増加と収益確保を目指し、各地で開催される商談会や展示即売会等に積極的に参加するなど、朝倉山椒や朝倉山椒加工品等地元産品の販路開拓・販売促進に努めました。

特産品の朝倉山椒は仕入価格の引き上げに伴い冷凍山椒の販売価格が値上げになり、大口取引先との商談は難航し成約が減少、新たに開拓した販売先は大半が小口であり売上の減少額を埋めるまでには至りませんでした。

昨年度から本格的に販売開始した乾燥朝倉山椒は実山椒、粗挽き等を中心に市場へ徐々に浸透し始め、冷凍朝倉山椒を上回る販売実績となったものの、冷凍朝倉山椒の販売低迷が総収入に大きく影響しました。

加工品の朝倉山椒オイル、朝倉山椒シロップ等は価格転嫁も順調に進みネット通販、道の駅等での販売数量は順調に伸展しましたが、利幅の薄い卸売りや通販手数料が負担となり利益面での寄与度はやや低調でした。

今期は初の試みとして朝倉山椒シロップの業務用を開発し各地の飲食店等へ販売を開始しました。

また、京都の食品会社へ朝倉山椒シロップを OEM 供給し、「ゆずと山椒のシロップ」の商品名で新宿伊勢丹本店で販売する等首都圏での朝倉山椒のPRにも努めました。

物品販売が主となる事業収入は前期比 1,697 千円増加しましたが、その他営業収入が 261 千円減少、養父市委託業務収入が 2,125 千円減少しました。

養父市委託業務収入において、今期はふるさと納税寄附件数が前期比 1,943 件増加し事業収入も増加しましたが、地域おこし協力隊の隊員が期中で減員となりコーディネート事業収入が減少、トヨタ販売店での「やぶや」出張販売に係る費用を販売店負担としたことで販路開拓費が減額となったことありますが最大の減少要因は、前期決算確定申告、消費税納付後に特産品販路開拓事業の変更契約書の会計事務所への送付漏れが判明し、今期に 1,662 千円減額修正したことによるものであります。

事務の不手際による計数修正は大変遺憾であり今後斯かることの無いよう万全を期して参ります。

その結果、売上高は対前期比 689 千円減少し、51,701 千円にとどまり、損益面では減価償却費 1,040 千円計上、経常利益は対前期比 1,313 千円減少し 1,074 千円となりました。繰越損失金の早期解消を目指しましたが会計上繰越損失金 7,092 千円、欠損金繰越控除制度適用の青色申告欠損金は 5,111 千円計上することとなりました。

6次産業化支援センターの入居者確保、冷凍朝倉山椒の販路確保、市内事業者の販売支援の為の首都圏でのアンテナショップの効率的活用等の課題はありますが引き続き、行政当局をはじめ関係機関のご指導ご鞭撻を切に要望し第12期の事業報告とします。

株主及び出資金

(1) 株式の総数

・会社が発行する株式の総数	400株
・発行済株式の総数	400株

(2) 株主の内訳

(単位:千円)

	第 11 期		増減		本年度末現在	
	人員	出資金	人員	出資金	人員	出資金
400株	1	20,000	0	0	1	20,000
合 計	1	20,000	0	0	1	20,000

(3) 株主名簿 (出資者)

氏名又は名称	住 所	持株数または 出資額
養父市	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675	400株

従業員数 (令和7年3月31日現在)

(単位:人)

		社員数
正規職員		4
	うち市内	4
	うち市外	0
パート職員		2
	うち市内	1
	うち市外	1

決 算 報 告 書

(第 12 期)

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社

兵庫県養父市八鹿町八鹿1685-2

電話：079 - 661 - 9001

貸借対照表

令和 7年 3月31日 現在

やぶパートナーズ 株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	15,813,617	【流動負債】	5,042,209
現金及び預金	4,950,528	買掛金	636,507
売掛金	1,840,827	未払金	2,927,946
商品	6,581,329	未払法人税等	185,000
未収入金	2,440,933	未払消費税等	1,158,800
【固定資産】	2,136,306	前受金	45,000
【有形固定資産】	1,885,886	預り金	88,956
建物附属設備	2	負債の部合計	5,042,209
車両運搬具	1,524,983	純 資 産 の 部	
工具器具備品	360,901	【株主資本】	12,907,714
【投資その他の資産】	250,420	資本金	20,000,000
出資金	230,000	利益剰余金	△7,092,286
預託金	20,420	その他利益剰余金	△7,092,286
		繰越利益剰余金	△7,092,286
		純資産の部合計	12,907,714
資産の部合計	17,949,923	負債及び純資産合計	17,949,923

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

やぶパートナーズ 株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
そ の 他 売 上	16,408,774	
養 父 市 委 託 業 務	29,589,155	
兵 庫 県 委 託 業 務	272,728	
受 取 家 賃	1,988,975	
水 道 光 熱 費 収 入	3,441,807	
売 上 高 合 計		51,701,439
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	3,595,094	
そ の 他 仕 入 高	12,001,320	
合 計	15,596,414	
期 末 商 品 棚 卸 高	6,581,329	
売 上 原 価		9,015,085
売 上 総 利 益 金 額		42,686,354
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		42,117,175
営 業 利 益 金 額		569,179
【営業外収益】		
受 取 利 息	4,992	
受 取 配 当 金	1,200	
雑 収 入	539,076	
営 業 外 収 益 合 計		545,268
【営業外費用】		
雑 損 失	40,000	
営 業 外 費 用 合 計		40,000
経 常 利 益 金 額		1,074,447
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,074,447
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		185,999
当 期 純 利 益 金 額		888,448

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額
役員報酬	6,000,000
給料手当	15,172,947
賞与	600,000
法定福利費	2,628,848
福利厚生費	23,095
荷造運賃	536,077
広告宣伝費	61,200
接待交際費	21,161
旅費交通費	1,849,022
通信費	642,491
販売手数料	315,582
販売促進費	3,254,944
消耗品費	1,335,191
事務用消耗品費	23,760
修繕費	32,000
水道光熱費	4,358,232
新聞図書費	62,982
諸会費	109,150
支払手数料	770,325
車両費	33,600
地代家賃	353,460
借料	13,637
リース料	182,456
保険料	437,050
租税公課	55,050
支払報酬料	1,484,014
寄付金	1,000
研修費	521,309
減価償却費	1,040,660
米販売費	131,979
雑費	65,953
販売費及び一般管理費合計	42,117,175

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		20,000,000	
	当期末残高		20,000,000	
利 益 剰 余 金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高		△7,980,734	
	当期変動額	当期純利益金額	888,448	
	当期末残高		△7,092,286	
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		△7,980,734	
	当期変動額		888,448	
	当期末残高		△7,092,286	
株 主 資 本 合 計	当期首残高		12,019,266	
	当期変動額		888,448	
	当期末残高		12,907,714	
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		12,019,266	
	当期変動額		888,448	
	当期末残高		12,907,714	

個 別 注 記 表

やぶパートナーズ 株式会社

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

法人税法の規定により、売買目的有価証券については、期末決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっています。

その他の有価証券については移動平均法による原価法によっています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法によっています。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

税抜経理方式によっています。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,655,232円

報告第8号

令和6年度公益財団法人医療文化経済グローバル研究所の経営状況
について

令和6年度の公益財団法人医療文化経済グローバル研究所の経営状況は、別冊のとおりである。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

令和6年度

事業報告書

令和6年(2024年)4月1日から
令和7年(2025年)3月31日まで

公益財団法人医療文化経済グローバル研究所

法人が設立され、実質的に初年度となる令和6年度は、少子高齢化社会に直面する養父市での最初のプロジェクトとして、我国でも増加が予想され誰もが心配な認知症に対して、「認知症との共生と予防・先進医療の街、養父市」を提案し、その実現に向けた取組を開始した。

令和6年11月には公益認定を受け、公益財団法人として事業を実施した。

1 調査研究事業（公益目的事業1）

市民の健康加齢の増進と幸福度を向上させるための調査研究活動を行うための体制として、医療医学、文化芸術、経済・社会の各部門において、6研究室の組織体制を整備した。それぞれの主任研究員が設定した研究テーマに沿った調査研究活動が開始され、その活動に係る経費の一部を研究支援費として1人あたり30万円を上限に支援した。

◆医療医学部門

①トランスレーション医療研究室 部長（主任研究員）中尾一和

研究テーマ：生活習慣病・認知症の診断法と生活習慣病・認知症予防の生活習慣に関する研究

使用した研究支援費の概要

認知症のバイオマーカー開発研究に係る経費

②認知症疾患研究室 部長（主任研究員）西村正樹

研究テーマ：認知症疾患とくにアルツハイマー病の予防と診断治療に関する研究

使用した研究支援費の概要

認知症のバイオマーカー開発研究に係る経費

③社会的処方研究室 部長（主任研究員）近藤尚己

研究テーマ：ソーシャルキャピタルや文化資本が健康に及ぼす影響、社会的処方の推進手法の開発と効果実証に関する研究

使用した研究支援費の概要

研究補助者の養父市視察調査及び現地滞在調査のための準備等の経費

◆文化芸術部門

④文化的コモンズ研究室 部長（主任研究員）藤野一夫

研究テーマ：文化芸術とケアをリンケージさせることで地域社会のコモンズ（入会地）を育む研究

使用した研究支援費の概要

調査研究のための必要物品等の経費

⑤文化的処方研究室 部長（主任研究員）古賀弥生

研究テーマ：疾病、障がい、社会的困難と共にある人への文化芸術からのアプローチに関する研究

使用した研究支援費の概要

調査研究のための必要物品等の経費

◆経済・社会部門

⑥地域ソリューション研究室 部長（主任研究員）光多長温

地域における健康加齢増進の経済分析と地域課題解決型の健康加齢増進方策に関する研究

12月12日付けで光多長温氏辞任。研究支援費の執行なし。

後任の主任研究員を選定中。



2 市民講座「養（よう）」の開催（公益目的事業2）

健康・医療、文化・芸術、経済・社会の分野の視点から、市民の健康加齢の増進及び幸福満足度向上に寄与する市民講座「養」を実施した。法人の理事・主任研究員自身又はそれらが推薦する専門家が講師となり「健康」「幸福」に関する講話とともに、音楽やパフォーマンス等の実演を組み込んだ内容で開催した。法人設立1年目を踏まえ、隔月で地域を巡回する形で以下のとおり実施した。

(1) 第2回

日時：5月25日（土）13:30～16:00

会場：関宮ふれあいの郷2F集会室（養父市関宮193）

参加者：約90人

内容：①挨拶・メッセージ **薬の上手な飲み方**

代表理事兼研究所長 中尾一和

②講話 **認知症にどう立ち向かうか**

講師：西村正樹 理事・主任研究員

③アトラクション・パフォーマンス

フォークソングデュオ 吉田村

④講話 **社会経済から見た健康加齢**

講師：光多長温 理事・主任研究員

(2) 第3回

日時：7月20日（土）13:30～15:30

会場：おおやホール（養父市大屋町山路7番地）

参加者：約110人

内容：①挨拶・メッセージ **認知症予防に有効な生活習慣**

代表理事兼研究所長 中尾一和

②講話 **つながりを生む文化芸術**

～認知症、パーキンソン病と演劇・ダンス～

講師：古賀弥生 主任研究員

③アトラクション・パフォーマンス

ピアノ・ギターによるインストデュオ「あさやなぎ」

④講話 **「おせっかい」で健康の輪を広げよう**

講師：近藤尚己 理事・主任研究員

(3) 第4回

9月は世界アルツハイマー月間であることから、研究所の活動テーマでもある「認知症との共生、予防と治療」に関して専門分野が異なる2名の講師による講演会を実施し、市民の認知症への理解を深めた。

日時：令和6年9月14日（土）13:30～16:00

会場：ビバホール（養父市広谷250番地）

参加者：約140人

内容：①オープニング（パフォーマンス）

キッズダンスサークル えむきっど

②挨拶・メッセージ **生活習慣と認知症**

代表理事兼研究所長 中尾一和

③講話 **“いま”を共に楽しむ認知症ケア**

～介護者は俳優になろう～

講師：菅原直樹 「老いと演劇」OiBokkeShi 主宰/俳優、介護福祉士

④アトラクション・パフォーマンス

チェロ演奏 村上真璃南 第15回ビバホールチェロコンクール聴衆賞受賞

⑤講話 **認知症の正しい理解を深めよう**

～認知症医療とケアを追い求めて～

講師：藤本直規 連携型認知症疾患医療センターセンター長/医療法人藤本クリニック理事長

(4) 第5回

日時：令和6年11月30日（土）13:30～15:30

会場：但馬長寿の郷郷ホール（養父市八鹿町国木594番地10）

参加者：82人

内容：①挨拶・メッセージ **認知症予防に有効な生活習慣**

代表理事兼研究所長 中尾一和

②講話 **ヘルスツーリズム**

～地域の資源を活用して自然と健康になるまちに～

講師：高橋伸佳 芸術文化観光専門職大学芸術文化・観光学部准教授

③アトラクション・パフォーマンス

ダンスパフォーマンス 心舞—shinbu

④講話 **栄養・食生活から考える認知症予防**

～健康長寿を目指してできることから始めよう～

講師：中山玲子 京都女子大学副学長（学術研究）、地域連携研究センター長、
栄養クリニック副クリニック長

(5) 第6回

日時：令和7年1月25日（土）13:30～16:00

会場：関宮ふれあいの郷2F集会室（養父市関宮193番地）

参加者：96人

内容：①挨拶・メッセージ **飲酒ガイドライン**

代表理事兼研究所長 中尾一和

②講話 **人と社会をつなぐ文化の役割**

～まちにアートが必要なわけ～

講師：藤野一夫 理事・主任研究員

③アトラクション・パフォーマンス

フォークソング演奏 サークルポッポ

④講話 **「難聴」の仕組みとその治療・対応**

～「聴こえること」が認知症予防に大きな効果が～

講師：正垣一博 正垣耳鼻咽喉科クリニック院長/養父市医師会会長

(6) 第7回（設立1周年記念講演会）

法人設立から1年が経過したことを踏まえ、日本を代表する研究者を招き、1周年記念講演会と称して実施した。

日時：令和7年3月15日（土）13:30～16:00

会場：やぶ市民交流広場（YBファブ）ホール（養父市八鹿町八鹿538番地1）

参加者：約250人

内容：①オープニング 合唱 コールはるかぜ

②挨拶・メッセージ **認知症（生活習慣病）養生訓**

～人生100年時代の健康加齢～

代表理事兼研究所長 中尾一和

③講話 **プロダクティブエイジングが導く、「三方よし」のまちづくり**

講師：藤原佳典 東京都健康長寿医療センター研究所副所長

④アトラクション・パフォーマンス

親子ピアノ連弾 田村太郎、田村奏太

⑤講話 ウェルビーイング（幸福・健康）を高める方法
～個人と社会にできること～

講師：近藤克則 千葉大学予防医学センター健康まちづくり共同研究部門特任
教授



※第2回会場の様子



※第3回会場の様子



※第4回会場の様子



※第5回会場の様子



※第6回会場の様子



※第7回会場の様子

第2回～第7回までのチラシ



3 国際セミナー～ドイツの実情から日本の未来を考える～の開催

(公益目的事業2)

人口減少が進展する地方において、看護職・介護職などのケア人材の確保は大きな課題であり、同じ課題を抱えるドイツの取組から看護職・介護職の人材確保やアートを活用した異文化共生について関係者と考えた。

日時：令和6年10月28日(月)14:00～16:00

会場：養父市老人福祉センター(養父市八鹿町八鹿1675)

講師：ザクセン文化基盤研究所所長 マティアス・フォクト教授

テーマ：「看護学における異文化間ボランティアイヤー～労働移民への文化を取り入れた看護職業研修に向けて～」

参加者：医療・介護、文化政策、移住定住に関わる関係者等26人



4 その他諸活動

(1) 国際シンポジウム「アート・つながり・ウェルビーイング 文化の社会的価値を再考する」への参加

京都大学大学院医学研究科社会疫学分野、京都大学人と社会の未来研究院、東京芸術大学共生社会をつくるアートコミュニケーション共創拠点が共催で実施した国際シンポジウムへ参加した。

日時：令和6年6月4日(火)13:30～17:15

会場：京都大学国際科学イノベーション棟西館5Fシンポジウムホール

(2) ポジティブヘルスミニ勉強会での意見交換

近藤尚己主任研究員を囲み、市内外の援助職者 16 人、主任研究員 3 人が参加して、今後のポジティブヘルスを活用した支援について意見交換を行った（市主催）。支援現場で対話ツールとしての有用性について理解と共通認識を深めた。

日時：令和 6 年 7 月 20 日（土）16:00～17:00

会場：おおや市民センター会議室

(3) 認知症ワークショップへの参加

市が主催した菅原直樹氏を講師とした認知症ワークショップに、認知症当事者、市民、支援者、主任研究員 4 人など多様な人々が交流し、グループでジェスチャーゲームを創作するなど、楽しみながら一緒に表現することで共生して暮らせる社会を考えた。

日時：令和 6 年 9 月 14 日（土）11:00～12:15

会場：養父公民館 A 研修室

(4) 認知症医療に関する意見交換会への参加

認知症診療とケアに精通する医師藤本直規氏を囲んで、公立八鹿病院、市保健師に主任研究員 3 人が加わり、認知症医療に関して意見交換を行った（公立八鹿病院主催）。認知症への理解不足がある中、多様な主体が関わることが取組の広がりになることを共有した。

日時：令和 6 年 9 月 14 日（土）16:10～17:00

会場：養父公民館 A 研修室



※9/14 認知症ワークショップの様子



※9/14 認知症医療に関する意見交換会の様子

(5) 学校訪問

地元出身の医師であり研究者でもある中尾一和代表理事兼研究所所長、西村正樹理事兼主任研究員が市内中学校及び義務教育学校 4 校の 1 年生（義務教育学校 7 年生）を対象とした講座「先輩と考える私たちの未来について」に参加し、講話と意見交換を行った。

令和 6 年 10 月 4 日（金） 大屋中学校、関宮学園

11 月 15 日（金） 八鹿青溪中学校、養父中学校

5 1 周年記念式の開催

令和 6 年 1 月に法人が成立、3 月 2 日の法人設立記念講演会から 1 年が経過し、1 周年を迎えたことから、設立者である養父市長をはじめとする市幹部、

7 市への助言・提言

市がデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用して構築したデータ連携基盤として活用できる「認知機能チェックサービス」、「ポジティブヘルスの生活振り返りチェックサービス」、「A Iリンクワーカー支援システム」の構築にあたり、医療医学部門の主任研究員が適宜、助言を行った。

8 主任研究員による定例会議の開催

研究所としての活動（役員が行う法人運營業務を除く）について協議するため、主任研究員による定例会議を（原則、毎月第2火曜日）開催した。

内容は主に、研究部門の組織体制の構築、全体の調査研究活動や主任研究員の活動支援基準の検討、市民講座の講師選定等の企画や実施した講座の反省点等を協議した。また、研究部門の組織運営や令和7年度の法人事業計画等に関する検討なども行い、法人の運営上必要があるものは、理事会へ議題として提案した。

9 理事会及び評議員会等の開催

定款の規定により、理事会及び評議員会を開催した。

(1) 理事会

①第3回理事会（定時）

日時 令和6年6月11日（火）16:00～17:00

場所 養父市役所会議室を開催場所とするWeb会議

- 議題
- ・令和5年度事業報告及び決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録）について
 - ・定款の一部改正について
 - ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の一部改正について
 - ・評議員会の招集について

②第4回理事会

日時 令和6年8月30日（金）17:00～18:20

場所 養父市役所会議室を開催場所とするWeb会議

- 議題
- ・公益認定申請について
 - ・定款の一部改正について
 - ・謝金規程の制定について
 - ・評議員会の招集について

③第5回理事会

日時 令和6年10月23日（水）

場所 定款第34条第2項の規定に基づく決議の省略による書面決議

- 議題
- ・「定款の一部改正の改正について」を議案として評議員会に

提案することについて

④第6回理事会（定時）

日時 令和7年3月14日（金）17:00～18:00

場所 養父市役所会議室を開催場所とするWeb会議

- 議題
- ・令和7年度事業計画及び収支予算について
 - ・主任研究員選考規程の制定について
 - ・評議員会の招集について

(2) 評議員会

①第2回評議員会（定時）

日時 令和6年6月27日（木）13:05～14:05

場所 養父市役所会議室を開催場所とするWeb会議

- 議題
- ・令和5年度事業報告及び決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録）について

②第3回評議員会

日時 令和6年7月4日（木）

場所 定款第19条第4項の規定に基づく決議の省略による書面決議

- 議題
- ・定款の一部改正について
 - ・役員及び評議員会の報酬並びに費用に関する規程の一部改正について

③第4回評議員会

日時 令和6年9月4日（水）

場所 定款第19条第4項の規定に基づく決議の省略による書面決議

- 議題
- ・定款の一部改正について

④第5回評議員会

日時 令和6年10月31日（木）

場所 定款第19条第4項の規定に基づく決議の省略による書面決議

- 議題
- ・定款の一部改正の改正について

⑤第6回評議員会

日時 令和7年3月24日（月）13:00～13:50

場所 養父市役所会議室を開催場所とするWeb会議

- 議題
- ・評議員の選任について
 - ・令和7年度事業計画及び収支予算について

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

決算報告書

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日

(第 2 期)

公益財団法人 医療文化経済グローバル研究所

兵庫県養父市八鹿町八鹿1685番地2

貸借対照表

令和7年3月31日現在

公益財団法人 医療文化経済グローバル研究所

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,550,642	830,303	1,720,339
現金	23,104	112,388	△ 89,284
普通預金	2,527,538	717,915	1,809,623
立替金	3,335	0	3,335
流動資産 合計	2,553,977	830,303	1,723,674
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本資産 合計	5,000,000	5,000,000	0
その他固定資産			
什器備品	0	0	0
出資金	50,000	50,000	0
その他固定資産 合計	50,000	50,000	0
固定資産 合計	5,050,000	5,050,000	0
資産の部 合計	7,603,977	5,880,303	1,723,674
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	475,943	209,142	266,801
未払給与等	90,307	76,983	13,324
預り金	988,111	114,467	873,644
未払法人税等	0	11,900	△ 11,900
流動負債 合計	1,554,361	412,492	1,141,869
2. 固定負債			
固定負債 合計	0	0	0
負債の部 合計	1,554,361	412,492	1,141,869
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産 合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
指定正味財産 合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産 合計	6,049,616	5,467,811	581,805
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産 合計	6,049,616	5,467,811	581,805
負債及び正味財産の部 合計	7,603,977	5,880,303	1,723,674

財産目録
令和7年3月31日現在

公益財団法人 医療文化経済グローバル研究所

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	
(流動資産)				
	現金	手元保管		23,104
	預金	但馬信用金庫		2,527,538
	立替金	職員等	源泉所得税	3,335
流動資産合計				2,553,977
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金	但馬信用金庫		5,000,000
その他固定資産				
	什器備品		PC2台、プロジェクター1台(少額減価償却資産)	0
	有価証券	但馬信用金庫	出資金	50,000
固定資産合計				5,050,000
資産の部 合計				7,603,977
(流動負債)				
	未払金	和光印刷(株) 他		475,943
	未払給与等	職員等		90,307
	預り金	職員等	源泉所得税	2,841
		職員等	雇用保険	6,074
		評議員、理事	源泉所得税	5,196
		養父市	運営補助金返還分	974,000
流動負債合計				1,554,361
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債の部 合計				1,554,361
一般正味財産 合計		うち養父市拠出金	5,000,000	6,049,616
正味財産 合計				6,049,616
負債及び正味財産の部 合計				7,603,977

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公益財団法人 医療文化経済グローバル研究所

(単位:円)

科 目	前 年 度	決 算 額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	〔 0 〕	〔 526 〕	〔 526 〕
基本財産受取利息	0	526	526
受取補助金	〔 5,000,000 〕	〔 9,026,000 〕	〔 4,026,000 〕
補助金	5,000,000	9,026,000	4,026,000
受取寄付金	〔 105,000 〕	〔 400,000 〕	295,000
寄付金	105,000	400,000	295,000
雑収益	〔 7 〕	〔 5,786 〕	〔 5,779 〕
受取利息	7	5,786	5,779
雑収益	0	0	0
事業活動収入計	5,105,007	9,432,312	4,327,305
(2) 経常費用			
事業費	〔 3,817,799 〕	〔 7,091,837 〕	〔 3,274,038 〕
役員報酬	250,000	407,500	157,500
給料手当	182,779	1,549,976	1,367,197
会議費	27,500	21,629	△ 5,871
報償費	413,900	925,550	511,650
旅費交通費	58,940	534,232	475,292
通信運搬費	54,861	136,737	81,876
印刷製本費	138,606	173,217	34,611
修繕費	168,300	0	△ 168,300
消耗什器備品費	744,516	1,035,198	290,682
委託料	0	0	0
減価償却費	497,420	0	△ 497,420
広告費	1,124,145	1,644,412	520,267
賃借料	138,390	533,265	394,875
雑費	18,442	130,121	111,679
管理費	〔 819,397 〕	〔 1,758,670 〕	〔 939,273 〕
役員報酬	150,000	637,500	487,500
給与手当	20,309	172,226	151,917
会議費	8,550	27,000	18,450
旅費交通費	102,820	21,820	△ 81,000
通信運搬費	1,223	33,501	32,278
印刷製本費	16,154	17,456	1,302
修繕費	29,700	0	△ 29,700
消耗什器備品費	130,131	89,417	△ 40,714
委託料	209,000	570,130	361,130
減価償却費	87,780	0	△ 87,780
賃借料	7,110	43,335	36,225
租税公課	17,850	55,600	37,750
諸会費	23,000	72,000	49,000
雑費	15,770	18,685	2,915
経常費用合計	4,637,196	8,850,507	4,213,311
当期経常増減額	467,811	581,805	113,994
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	467,811	581,805	113,994
一般正味財産期首残高	5,000,000	5,467,811	467,811
一般正味財産期末残高	5,467,811	6,049,616	581,805
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,467,811	6,049,616	581,805

正味財産増減計算書内訳書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公益財団法人 医療文化経済グローバル研究所

科 目	公 益 1	公 益 2	公 益 共 通	公益目的事業会計	法 人 会 計	合 計
	調 査 ・ 研 究	市 民 講 座				
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	[0]	[0]	[421]	[421]	[105]	[526]
基本財産受取利息	0	0	421	421	105	526
受取補助金	[1,397,514]	[3,710,851]	[1,778,422]	[6,886,787]	[2,139,213]	[9,026,000]
運営経費補助金	1,397,514	3,710,851	1,778,422	6,886,787	2,139,213	9,026,000
受取寄付金	[0]	[100,000]	[100,000]	[200,000]	[200,000]	[400,000]
寄附金	0	100,000	100,000	200,000	200,000	400,000
雑収益	[0]	[0]	[4,629]	[4,629]	[1,157]	[5,786]
受取利息	0	0	4,629	4,629	1,157	5,786
雑収益	0	0	0	0	0	0
事業活動収入計	1,397,514	3,810,851	1,883,472	7,091,837	2,340,475	9,432,312
(2) 経常費用						
事業	[1,397,514]	[3,810,851]	[1,883,472]	[7,091,837]	[0]	[7,091,837]
役員報酬	0	345,000	62,500	407,500	0	407,500
給料手当	344,658	516,987	688,331	1,549,976	0	1,549,976
会議費	0	0	21,629	21,629	0	21,629
報償費	0	925,550	0	925,550	0	925,550
旅費交通費	151,258	373,337	9,637	534,232	0	534,232
通信運搬費	1,115	70,844	64,778	136,737	0	136,737
印刷製本費	0	69,300	103,917	173,217	0	173,217
修繕費	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	878,923	113,436	42,839	1,035,198	0	1,035,198
委託料	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0
広告費	0	1,035,012	609,400	1,644,412	0	1,644,412
賃借料	0	287,700	245,565	533,265	0	533,265
雑費	21,560	73,685	34,876	130,121	0	130,121
管 理 費	[0]	[0]	[0]	[0]	[1,758,670]	[1,758,670]
役員報酬	0	0	0	0	637,500	637,500
給与手当	0	0	0	0	172,226	172,226
会議費	0	0	0	0	27,000	27,000
旅費交通費	0	0	0	0	21,820	21,820
通信運搬費	0	0	0	0	33,501	33,501
印刷製本費	0	0	0	0	17,456	17,456
修繕費	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0	0	89,417	89,417
委託料	0	0	0	0	570,130	570,130
減価償却費	0	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	43,335	43,335
租税公課	0	0	0	0	55,600	55,600
諸会費	0	0	0	0	72,000	72,000
雑費	0	0	0	0	18,685	18,685
経常費用 合計	1,397,514	3,810,851	1,883,472	7,091,837	1,758,670	8,850,507
当期経常増減額	0	0	0	0	581,805	581,805
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外収益 合計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
経常外費用 合計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	581,805	581,805
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	5,467,811	5,467,811
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	6,049,616	6,049,616
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0	0	6,049,616	6,049,616

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に、基づく次の通りの償却方法を採用している。

① 定率法を採用しています。

② なお、平成28年4月1日以降取得した建物及び建物附属設備、無形固定資産は定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

(4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(5) 受取利息

特定資産受取利息は、基本財産の定期預金の運用益の合計額である。

それ以外の預貯金については、雑収益の受取利息勘定に計上している。

2. 基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
なし	0	0	0	0
計	5,000,000	0	0	5,000,000

3. 特定資産の財源の内訳

特定資産なし

4. 担保に供している資産

該当資産なし。

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期減少(除却)	当期末残高
建物	0	0	0	0
建物附属設備	0	0	0	0
構築物	0	0	0	0
什器備品	585,200	585,200	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
合計	585,200	585,200	0	0

6. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶然債務

該当なし。

7. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

8. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 特定資産の明細

特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載しているので省略する。

2. 引当金の明細

なし

3. 特定事業活動の明細

なし

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、未収金、前払金、立替金、仮払金、未払金、仮受金、預り金及び前受金を含めることとしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記2. に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高	摘 要
現金預金	830,303	2,550,642	流動性預貯金
立替金	0	3,335	職員源泉所得税
合 計	830,303	2,553,977	
未払金	209,142	475,943	3月分
未払給与等	76,983	90,307	3月分職員給与
預り金	114,467	988,111	運営補助金返還分 他
未払法人税等	11,900	0	確定法人地方税等
合 計	412,492	1,554,361	
次期繰越収支差額	417,811	999,616	

役員名簿

各社総会日時点

会社名	代表取締役	取締役			監査役	
(株)おおや振興公社	細田 誠也	松原 浩二	上村 圭		須田 修	森本 可苗
やぶパートナーズ(株)	五島 義和	大林 賢一	羽瀨 猛		松田 理明	

令和7年6月30日時点

法人名	評議員							
(一財)医療文化経済 グローバル研究所	大林 賢一	川崎 博也	清原 桂子	永井 良三	平田 オリザ	枚田 一広	宮本 厚子	
	代表理事	理事						
	中尾 一和	近藤 尚己	竹安 栄子	西村 正樹	藤野 一夫	世登 英明	米田 規子	
	監事							
	千葉 義幸	松田 理明						

会社の現況 令和6年度

会社名	資本金		発行可能 株式総数	発行済 株式数	株主数	決算日	養父市	
	当年度末	前年度末					所有株式数	持ち株比率
(株)おおや振興公社	5,700万円	5,700万円	3,200株	1,140株	4	令和7年3月31日	1,125株	98.7%
やぶパートナーズ(株)	2,000万円	2,000万円	5,000株	400株	1	令和7年3月31日	400株	100%

法人の現況 令和6年度

法人名	基本財産	養父市	
		出捐金	比率
(一財)医療文化経済グ ローカル研究所	500万円	500万円	100%

承認第5号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

専決第6号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

定額減税に伴う調整給付金給付事業において、当初想定していなかった給付対象者が生じることとなり、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年7月8日

養父市長 大林 賢一

令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,014,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月8日専決

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,202,283	36,000	2,238,283
	2 国庫補助金	1,030,918	36,000	1,066,918
歳入	合計	19,978,370	36,000	20,014,370

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,202,283	36,000	2,238,283
歳入	合計	36,000	20,014,370

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 民生費	5,102,610	36,000	5,138,610
歳出	合計	36,000	20,014,370

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,102,610	36,000	5,138,610
	1 社会福祉費	3,062,623	36,000	3,098,623
歳出	合計	19,978,370	36,000	20,014,370

(単位 千円)

補正額の財源内訳			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
36,000			0
36,000			0

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	335,349	36,000	371,349
項計	1,030,918	36,000	1,066,918

歳入合計	19,978,370	36,000	20,014,370
------	------------	--------	------------

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	590,295	36,000	626,295	36,000			
項計	3,062,623	36,000	3,098,623	36,000			

歳出合計	19,978,370	36,000	20,014,370	36,000	0	0	0
------	------------	--------	------------	--------	---	---	---

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	36,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 36,000

--	--	--

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19. 扶 助 費	36,000	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 36,000
		定額減税に伴う調整給付金 36,000

--	--	--

承認第6号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

専決第7号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

少雨・高温に伴う渇水・暑熱対策事業を実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年8月6日

養父市長 大林 賢一

令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,030,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月6日専決

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		43,209	16,000	59,209
	1. 繰越金	43,209	16,000	59,209
歳入	合計	20,014,370	16,000	20,030,370

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	
19. 繰越金	43,209	16,000	59,209	
歳入	合計	20,014,370	16,000	20,030,370

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	
6. 農林水産業費	1,030,791	16,000	1,046,791	
歳出	合計	20,014,370	16,000	20,030,370

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		1,030,791	16,000	1,046,791
	1. 農業費	802,880	16,000	818,880
歳出	合計	20,014,370	16,000	20,030,370

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			16,000
			16,000

2. 歳入

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	43,209	16,000	59,209
項計	43,209	16,000	59,209

歳入合計	20,014,370	16,000	20,030,370
------	------------	--------	------------

3. 歳出

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	266,637	16,000	282,637				16,000
項計	802,880	16,000	818,880				16,000

歳出合計	20,014,370	16,000	20,030,370	0	0	0	16,000
------	------------	--------	------------	---	---	---	--------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	16,000	前年度繰越金 16,000

--	--	--

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補 助及び交 付 金	16,000	緊急喝水・暑熱対策事業費 16,000 緊急喝水・暑熱対策事業補助金 16,000

--	--	--

議案第50号

養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年養父市条例第40号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略)	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 養父市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

(養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の育児休業に関する条例(平成16年養父市条例第41号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を<u>除く。次条において同じ。)</u></p> <p><u>(第1号部分休業の承認)</u></p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))<u>を除く。)</u></p> <p><u>(部分休業の承認)</u></p> <p>第20条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))</u>にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p>第20条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第20条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 <u>職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 <u>会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第14条及び第24条の規定にかかわら</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 <u>職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>ず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報酬額又は給与額を減額して支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、前項の規定による改正後の養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の養父市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第51号

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠となる地</u>に旅行することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、<u>その住所又は居所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくは<u>はその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地</u>に旅行することをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) <u>家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻</u>の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>旅行役務提供者</u> 旅行者（<u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。</u>）その他の規則で定める者（以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。）であって、<u>市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したもの</u>をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため<u>旅行中に退職、免職、失職又は休職</u>（以下「<u>退職等</u>」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため<u>旅行中に死亡した</u>場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が<u>赴任後の在勤地において死亡した</u>場合において、当該職員の</p>	<p>(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、失職又は休職（以下「<u>退職等</u>」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合においては、<u>当該職員の遺族がその死亡の日の</u></p>

改 正 案	現 行
<p>遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある</u></p>	<p>翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>ときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u></p> <p>(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合はこの限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行について必要な事</u></p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>項の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の<u>種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の<u>種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費</u>とする。</p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって<u>旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>	<p><u>給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p>第9条 <u>1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。</u></p> <p>第10条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第8条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を当該旅費の支払いをする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 第1項の請求書、必要な資料の種類、その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第9条</u> 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びそれに類するもの並びに軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道及びそれに類するもの、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。)を利用</p>	<p><u>らの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第11条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、速やかに、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 第1項の請求書、必要な書類の種類及び様式は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第12条</u> 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u> <u>(2) 急行料金</u> <u>(3) 寝台料金</u> <u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びそれに類するもの、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p>	<p><u>(1) 線路による旅行の場合で、その乗車に要する運賃</u> <u>(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(1) 新幹線による特別急行列車、他の特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道201キロメートル以上のもの</u> <u>(2) 特別急行列車、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 前各項に規定する運賃及び急行料金によることが、当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、旅行命令権者が市長と協議して定める運賃及び急行料金によることができる。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第13条 船賃の額は、その乗船に要する最低等級運賃とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項ただし書きの場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(宿泊費)</p> <p>第13条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>（日当）</u></p> <p>第16条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>（宿泊料）</u></p> <p>第17条 <u>宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路出張及び航空出張の場合については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p>3 <u>宿泊が2夜以上にわたる講習会、研修会、総会、協議会又はこれに類する会議研修等の目的のための出張の場合においては、命令権者は第1項及び第6条第7項の規定にかかわらず、別に宿泊料を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>命令権者は、前項の規定を適用したときは、第4条第4項の規定によ</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円の定額とする。</u></p> <p><u>2 前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の2の額</u></p> <p><u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p><u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項の額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。</u></p> <p><u>4 旅行者が、旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項に規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又</u></p>	<p><u>り、出張命令簿にその旨を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(食事料)</u></p> <p><u>第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転</p>	<p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p>第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額及び同表の宿泊料定額の、別表第2の路程の区分に応じ、当該各号に掲げる分に相当する額による。</p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。</p> <p>(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の規定する額の2分の1に相当する額</p>

改 正 案	現 行
<p>する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、<u>宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(4) 前3号に規定する場合を除くほか、<u>第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、<u>扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。</u> (旅行雑費)</p> <p>第22条 <u>旅行雑費の額は、連絡路航送船の料金、有料道路の料金、駐車場の料金その他旅行命令権者が必要と認める実費額による。</u> (市内旅費)</p> <p>第23条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。 (1) 交通機関を利用する必要がある場合は、その鉄道賃又は車賃 (2) 公務上の必要により宿泊する場合は、別表第1に定める額の範囲内の実費額</p>

改 正 案	現 行
<p>(自治研修所研修等の旅費)</p> <p><u>第19条</u> 職員を研修のため、自治大学校、市町村職員中央研修所又は兵庫県自治研修所等へ派遣した場合に支給する旅費の額は、規則で定める。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第20条</u> 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に規定する額とする。</p> <p>(1) <u>職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第21条</u> 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) <u>職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとし</u></p>	<p>(自治研修所研修等の旅費)</p> <p><u>第24条</u> 職員を研修のため、自治大学校、市町村職員中央研修所又は兵庫県自治研修所等へ派遣した場合に支給する旅費の額は、規則で定める。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第25条</u> 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の旅費とする。</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第26条</u> 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) <u>職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要するその者の死亡前の旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までのその者の死亡前の旅費</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>て計算した旅費</u></p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順位により、<u>同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第22条 外国旅行については、第6条に定める旅費の<u>種目</u>を基準に任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p>第23条 任命権者は、<u>旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第</p>	<p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。<u>ただし、同順位者が2人以上ある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第27条 外国旅行については、第6条第1項に定める旅費の<u>種類</u>を基準に任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>1 項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第25条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支給を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅</u></p>	

改 正 案	現 行																				
<p><u>費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第27条 法第22条の2第1項第1号に規定する職員が出張した場合には、当該職員に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。</u></p>	<p>別表第1 (第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 657 2080 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートル当たり)</th> <th colspan="2">日当 (1日当たり)</th> <th colspan="2">宿泊料 (1夜当たり)</th> <th rowspan="2">食事料 (1夜当たり)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30円</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>10,000円</td> <td>東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 乙地とは兵庫県内の市町とし、甲地は乙地以外の市町とする。</p> <p>2 日当については、片道100キロメートル以上の地へ出張し、即日帰庁したときは倍額とする。</p>					車賃 (1キロメートル当たり)	日当 (1日当たり)		宿泊料 (1夜当たり)		食事料 (1夜当たり)	甲地	乙地	市内	市外	30円	1,000円	—	10,000円	東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円	1,000円
車賃 (1キロメートル当たり)	日当 (1日当たり)		宿泊料 (1夜当たり)		食事料 (1夜当たり)																
	甲地	乙地	市内	市外																	
30円	1,000円	—	10,000円	東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円	1,000円																

改 正 案			現 行							
別表第2（第19条、第20条関係）										
移転料及び着後手当										
区 分	鉄道50	鉄道50	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道300	鉄道	鉄道	
	キロメ	キロメ	100キ	150キ	200キ	250キ	キロメ	500キ	1,000	
	メートル	メートル	ロメー	ロメー	ロメー	ロメー	メートル	ロメー	キロメ	
	未満	以上	トル以	トル以	トル以	トル以	以上500	トル以	メートル	
		100キ	150キ	上200	250キ	上300	キロメ	上	以上	
		ロメー	ロメー	キロメ	ロメー	キロメ	メートル	1,000		
		トル未	トル未	メートル	トル未	メートル	未満	キロメ		
移	107,00	123,00	130,00	137,00	144,00	152,00	187,000	248,00	261,00	
転	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円	
料										
着 後 手 当	2日2夜分				3日3夜分			5日5夜分		
備考 路程の計算については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1 キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。										

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の養父市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日以前に改正前の養父市市職員等の旅費に関する条例第3条の規定により旅費を支給することとした旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条の規定により旅費を支給することとされ、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が当該旅行の変更をする場合については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行の内当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

3 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(旅費の種目、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とし、日当は報酬を月額で支給する特別職の職員以外の特別職の職員に支給し、日当の額は1日当たり2,000円とし、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、日当が支給される職員が宿泊を伴う旅行をした場合の宿泊手当はこれを支給しない。</u></p>	<p>(旅費の種類、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食事料及び航空賃とし、その額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、報酬を月額で支給する特別職の職員以外の特別職の職員の日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>

(養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例)

4 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、日当の額は1日当たり2,000円、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>旅費については、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>

(養父市証人等の実費弁償に関する条例)

5 養父市証人等の実費弁償に関する条例（平成16年条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>第3条 <u>旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、日当の額は1日当たり2,500円とし、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>第3条 <u>旅費の額は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号。以下「旅費条例」という。）に定める額とする。ただし、日当については、2,500円とする。</u></p>

(養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例)

6 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(旅費)</p>	<p>(旅費)</p>

第6条 市長等の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、 宿泊費及び宿泊手当</u> とし、その額は一般職の職員の旅費相当額とする。	第6条 市長等の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊 料及び食事料</u> とし、その額は一般職の職員の旅費相当額とする。
--	---

(養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例)

7 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年条例第274号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が会議に出席するために要する費用の弁償として、旅費を支給することができる。</p> <p>2 前項の旅費の種目は、<u>日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費</u>とし、日当の額は1日当たり2,000円とし、<u>その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が会議に出席するために要する費用の弁償として、旅費を支給することができる。</p> <p>2 前項の旅費の額及び支給の方法は、<u>養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>

議案第52号

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例

養父市火入れに関する条例（平成16年養父市条例第201号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(火入れの中止) 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、 <u>乾燥注意報が発表</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、 <u>乾燥注意報が発表若しくは火災警報が発令された</u> ときには、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、 <u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令された</u> ときには、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について

養父市下水道条例及び養父市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

(養父市下水道条例の一部改正)

第1条 養父市下水道条例（平成16年養父市条例第253号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(排水設備等工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p>

(養父市給水条例の一部改正)

第2条 養父市給水条例（平成16年養父市条例第266号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 2 事案の概要
令和7年2月8日、道路等除雪業務受託者が除雪作業中に路肩を踏み外し、脱輪した際に家屋を損傷させたもの。
- 3 損害賠償の額 1,176,736円

議案第55号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,208,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		47,675	60	47,735
	1. 分担金	9,454	60	9,514
14. 国庫支出金		2,238,283	△17,088	2,221,195
	2. 国庫補助金	1,066,918	△17,944	1,048,974
	3. 国庫委託金	8,481	856	9,337
15. 県支出金		1,217,015	13,191	1,230,206
	2. 県補助金	472,516	13,191	485,707
18. 繰入金		1,964,972	1,000	1,965,972
	1. 基金繰入金	1,942,545	1,000	1,943,545
19. 繰越金		59,209	105,147	164,356
	1. 繰越金	59,209	105,147	164,356
20. 諸収入		522,890	16,167	539,057
	5. 雑収入	497,612	16,167	513,779
21. 市債		1,153,400	59,800	1,213,200
	1. 市債	1,153,400	59,800	1,213,200
歳入合計		20,030,370	178,277	20,208,647

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,512,626	△41,890	4,470,736
	1. 総務管理費	4,204,685	△42,746	4,161,939
	3. 戸籍住民基本台帳費	60,217	856	61,073
3. 民生費		5,138,610	48,077	5,186,687
	1. 社会福祉費	3,098,623	13,820	3,112,443
	2. 児童福祉費	1,806,499	18,875	1,825,374
	3. 生活保護費	232,488	15,382	247,870
4. 衛生費		2,001,546	13,821	2,015,367
	1. 保健衛生費	1,895,771	13,821	1,909,592
7. 商工費		465,782	50,029	515,811
	1. 商工費	193,316	44,419	237,735
	2. 観光費	272,466	5,610	278,076
8. 土木費		1,871,418	22,666	1,894,084
	2. 道路橋りょう費	844,090	16,097	860,187
	4. 都市計画費	870,603	6,569	877,172
10. 教育費		2,251,531	72,600	2,324,131
	2. 小学校費	411,836	71,600	483,436
	4. 社会教育費	511,666	1,000	512,666
11. 災害復旧費		1,006	5,720	6,726
	2. 農林水産業施設災害復旧費	4	5,720	5,724
12. 公債費		1,856,007	7,254	1,863,261
	1. 公債費	1,856,007	7,254	1,863,261
歳出合計		20,030,370	178,277	20,208,647

第2表 繰越明許費

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業費	58,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校施設整備事業費	51,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和7年度伊佐ふれあい倶楽部解体及び新築工事施工監理業務	令和8年度	3,500
令和7年度学校給食用精米調達業務	令和8年度	6,578

(変更)

(単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
令和7年度立地適正化計画策定業務	令和8年度	6,996	令和8年度～令和9年度	11,927

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	千円 1,800	証書借入	%以内 4.0	借入先の融資条件による。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	千円 224,800	証書借入	%以内 4.0	借入先の融資条件による。	千円 282,800	補正前に同じ	%以内 補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金	47,675	60	47,735
14. 国庫支出金	2,238,283	△17,088	2,221,195
15. 県支出金	1,217,015	13,191	1,230,206
18. 繰入金	1,964,972	1,000	1,965,972
19. 繰越金	59,209	105,147	164,356
20. 諸収入	522,890	16,167	539,057
21. 市債	1,153,400	59,800	1,213,200
歳入合計	20,030,370	178,277	20,208,647

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	4,512,626	△41,890	4,470,736
3. 民生費	5,138,610	48,077	5,186,687
4. 衛生費	2,001,546	13,821	2,015,367
7. 商工費	465,782	50,029	515,811
8. 土木費	1,871,418	22,666	1,894,084
10. 教育費	2,251,531	72,600	2,324,131
11. 災害復旧費	1,006	5,720	6,726
12. 公債費	1,856,007	7,254	1,863,261
歳出合計	20,030,370	178,277	20,208,647

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△42,699			809
19,655			28,422
4,095			9,726
15,952			34,077
△2,900			25,566
	58,000	1,000	13,600
2,000	1,800	60	1,860
			7,254
△3,897	59,800	1,060	121,314

2. 歳入

(款) 12. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 災害復旧事業費分担金	0	60	60
項計	9,454	60	9,514

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	371,349	△29,098	342,251
2. 民生費国庫補助金	142,897	14,054	156,951
4. 土木費国庫補助金	430,144	△2,900	427,244
項計	1,066,918	△17,944	1,048,974

(款) 14. 国庫支出金

(項) 3. 国庫委託金

1. 総務費国庫委託金	182	856	1,038
項計	8,481	856	9,337

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	132,779	7,096	139,875
3. 衛生費県補助金	8,891	4,095	12,986
8. 災害復旧費県補助金	2	2,000	2,002
項計	472,516	13,191	485,707

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

3. 特定目的基金繰入金	1,464,055	1,000	1,465,055
項計	1,942,545	1,000	1,943,545

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	59,209	105,147	164,356
項計	59,209	105,147	164,356

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 災害復旧事業分担金	60	農地及び農業用施設災害復旧費分担金 60

1. 総務管理費補助金	△29,098	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 △45,050 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 15,952
1. 社会福祉費補助金	1,495	医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金 1,495
3. 児童福祉費補助金	12,559	保育対策総合支援事業費補助金 1,800 重層的支援体制整備事業交付金（子ども・子育て） 1,461 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業補助金 9,298
3. 都市計画費補助金	△2,900	社会資本整備総合交付金 △2,900

1. 総務管理費委託金	856	中長期在留者住居地届出等事務委託費 856

4. 老人福祉費補助金	5,500	地域介護拠点整備費補助金 5,500
5. 児童福祉費補助金	1,596	保育体制強化事業補助金 135 重層的支援体制整備事業交付金（地域子育て支援拠点事業） 1,461
1. 保健衛生費補助金	4,095	住宅用太陽光発電設備等導入事業補助金 4,095
1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	2,000	農地災害復旧事業費補助金 2,000

2. 元気な養父づくり応援基金繰入金	1,000	元気な養父づくり応援基金繰入金 1,000

1. 前年度繰越金	105,147	前年度繰越金 105,147

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 過年度収入	14,946	16,167	31,113
項計	497,612	16,167	513,779

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

7. 教育債	608,000	58,000	666,000
8. 災害復旧事業債	0	1,800	1,800
項計	1,153,400	59,800	1,213,200

歳入合計	20,030,370	178,277	20,208,647
------	------------	---------	------------

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 民生費受入金	16,167	障害者自立支援給付費負担金（国庫）	10,778
		障害者自立支援給付費負担金（県費）	5,389

2. 小学校債	58,000	緊急防災・減災事業債（小学校施設整備事業）	58,000
1. 農林水産業施設災害復旧事業債	1,800	農地及び農業用施設補助災害復旧事業債	1,800

--	--	--	--

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,368,140	△12,050	2,356,090	1,495			△13,545
5. 財産管理費	194,204	1,176	195,380				1,176
6. 企画費	569,911	△31,872	538,039	△45,050			13,178
項 計	4,204,685	△42,746	4,161,939	△43,555			809

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	60,217	856	61,073	856			
項 計	60,217	856	61,073	856			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	626,295	1,399	627,694				1,399
2. 障害者福祉費	944,345	5,073	949,418				5,073
3. 老人福祉費	1,191,072	528	1,191,600				528

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	△8,231	総務職員人件費	△13,645
3. 職 員 手 当	△3,021	一般職給料	△8,231
4. 共 済 費	△1,875	期末手当	△1,328
12. 委 託 料	1,595	勤勉手当	△1,152
18. 負担金、補 助及び交 付 金	△518	住居手当	△331
		通勤手当	△75
		地域手当	△135
		職員共済組合負担金	△1,875
		退職手当組合負担金	△518
		職員管理事務費	1,595
		システム改修等委託料	1,595
10. 需 用 費	1,176	南但広域行政事務組合負担金 (財源補正)	0
10. 需 用 費	1,176	庁舎管理費	1,176
		修繕料	1,176
12. 委 託 料	△32,300	広域行政事務費	428
18. 負担金、補 助及び交 付 金	428	但馬広域行政事務組合負担金	428
		交通政策事業費	△32,300
		事業運営委託料	△32,300

10. 需 用 費	121	戸籍住民基本台帳事務費	856
17. 備品購入費	735	消耗品費	121
		機械・器具等購入費 (50万円未満)	735

22. 償還金、利 子及び割 引 料	1,399	生活困窮者自立支援事業費	1,399
		過年度補助交付金等返還金	1,399
22. 償還金、利 子及び割 引 料	5,073	障害者(児)医療費	3,219
		過年度補助交付金等返還金	3,219
		障害児施設給付費	1,663
		過年度補助交付金等返還金	1,663
		地域生活支援事業費	191
22. 償還金、利 子及び割 引 料	528	過年度補助交付金等返還金	191
		老人福祉一般事務費	528
		過年度補助交付金等返還金	528

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 老人福祉施設費	162,131	6,820	168,951	5,500			1,320
項 計	3,098,623	13,820	3,112,443	5,500			8,320

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	520,513	2,614	523,127				2,614
2. 児童福祉施設費	1,198,049	6,963	1,205,012	4,857			2,106
3. 学童保育費	87,937	9,298	97,235	9,298			
項 計	1,806,499	18,875	1,825,374	14,155			4,720

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

2. 生活保護扶助費	191,937	15,382	207,319				15,382
項 計	232,488	15,382	247,870				15,382

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	323,889	3,226	327,115				3,226
6. 環境衛生費	31,125	10,595	41,720	4,095			6,500

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12. 委 託 料	1,320	地域高齢者施設管理費	1,320
18. 負担金、補 助及び交 付 金	5,500	施設管理委託料	1,320
		地域介護拠点整備事業費	5,500
		地域介護拠点整備費補助金	5,500

22. 償還金、利 子及び割 引 料	2,614	児童手当支給事務費	2,614
		過年度補助交付金等返還金	2,614
18. 負担金、補 助及び交 付 金	6,963	私立認定こども園等運営事業費	2,580
		保育補助者雇上強化事業補助金	2,040
		保育体制強化事業補助金	540
		子ども・子育て支援事業費	4,383
		地域子育て支援拠点事業補助金	4,383
10. 需 用 費	27	学童保育事業費	9,298
12. 委 託 料	8,776	消耗品費	27
13. 使用料及び 賃 借 料	495	システム構築委託料	8,776
		システム等使用料	495

22. 償還金、利 子及び割 引 料	15,382	生活保護措置費	15,382
		過年度補助交付金等返還金	15,382

2. 給 料	2,145	保健衛生職員人件費	3,226
3. 職 員 手 当	518	一般職給料	2,145
4. 共 済 費	563	期末手当	223
		勤勉手当	253
		地域手当	42
		職員共済組合負担金	563
10. 需 用 費	1,500	環境衛生一般事務費	4,095
18. 負担金、補 助及び交 付 金	9,095	住宅用太陽光発電設備等導入補助金	4,095
		空家等対策推進事業費	6,500
		修繕料	1,500
		老朽空家等解体支援事業補助金	5,000

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
項 計	1,895,771	13,821	1,909,592	4,095			9,726

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	161,154	44,419	205,573	15,952			28,467
項 計	193,316	44,419	237,735	15,952			28,467

(款) 7. 商工費

(項) 2. 観光費

3. 観光施設費	191,328	5,610	196,938				5,610
項 計	272,466	5,610	278,076				5,610

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	111,845	16,097	127,942				16,097
項 計	844,090	16,097	860,187				16,097

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	163,552	△3,431	160,121	△2,900			△531
2. 下水路費	707,051	10,000	717,051				10,000
項 計	870,603	6,569	877,172	△2,900			9,469

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		

11. 役務費	991	商工振興事業費	44,419
12. 委託料	1,400	郵券料	991
18. 負担金、補助及び交付金	42,028	事業運営委託料	1,400
		商品券等利用分負担金	42,028

10. 需用費	2,530	観光施設管理費	2,530
14. 工事請負費	3,080	修繕料	2,530
		氷ノ山国際スキー場施設管理費	3,080
		工事請負費	3,080

2. 給料	1,980	道路橋りょう職員人件費	3,077
3. 職員手当	581	一般職給料	1,980
4. 共済費	516	期末手当	189
22. 償還金、利子及び割引料	13,020	勤勉手当	236
		通勤手当	116
		地域手当	40
		職員共済組合負担金	516
		道路橋りょう総務一般事務費	13,020
		過年度補助交付金等返還金	13,020

12. 委託料	△4,931	都市計画業務費	△3,431
18. 負担金、補助及び交付金	1,500	計画策定業務委託料	△4,931
		宅地開発支援事業補助金	1,500
12. 委託料	10,000	都市下水路事業費	10,000
		施設点検業務委託料	10,000

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 小学校建設費	118,633	71,600	190,233		58,000		13,600
項 計	411,836	71,600	483,436		58,000		13,600

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

3. 公民館費	128,570	1,000	129,570			1,000	
項 計	511,666	1,000	512,666			1,000	

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 農林水産業施設災害復旧費

1. 農地農業用施設災害復旧費	2	5,720	5,722	2,000	1,800	60	1,860
項 計	4	5,720	5,724	2,000	1,800	60	1,860

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元 金	1,788,696	7,176	1,795,872				7,176
3. 公債諸費	32	78	110				78
項 計	1,856,007	7,254	1,863,261				7,254

歳出合計	20,030,370	178,277	20,208,647	△3,897	59,800	1,060	121,314
------	------------	---------	------------	--------	--------	-------	---------

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12. 委 託 料	18,600	小学校施設整備事業費	71,600
14. 工事請負費	53,000	設計・監理委託料	5,000
		設計業務委託料	13,600
		工事請負費	53,000

17. 備品購入費	1,000	図書整備事業費	1,000
		図書購入費（50万円未満）	1,000

14. 工事請負費	4,000	農地農業用施設現年単独災害復旧事業費	1,720
18. 負担金、補助及び交付金	1,720	農地、農業用施設及び林業施設災害復旧費補助金	1,720
		農地農業用施設現年補助災害復旧事業費	4,000
		工事請負費	4,000

22. 償還金、利子及び割引料	7,176	地方債元金償還金	7,176
		長期債償還元金（繰上償還分）	7,176
21. 補償、補填及び賠償金	78	公債諸費	78
		強制繰上償還加算金	78

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	321 (290)	566,434	1,241,348	904,199	2,711,981	498,351	3,210,332	
補 正 前	323 (290)	566,434	1,245,454	906,121	2,718,009	499,147	3,217,156	
比 較	△2		△4,106	△1,922	△6,028	△796	△6,824	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分		扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補 正 後	36,440	41,154	27,345	26,140	12,107	365,698	302,476	88,424	1,551	2,864	
	補 正 前	36,440	41,154	27,398	26,099	12,438	366,614	303,139	88,424	1,551	2,864	
	比 較			△53	41	△331	△916	△663				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	265 (9)		1,073,245	664,198	1,737,443	358,516	2,095,959	
補 正 前	267 (9)		1,077,351	666,120	1,743,471	359,312	2,102,783	
比 較	△2		△4,106	△1,922	△6,028	△796	△6,824	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分		扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補 正 後	36,440	41,154	23,981	21,594	12,107	243,586	199,048	82,474	950	2,864	
	補 正 前	36,440	41,154	24,034	21,553	12,438	244,502	199,711	82,474	950	2,864	
	比 較			△53	41	△331	△916	△663				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
給料	△4,106	その他の増減分	△4,106	会計年度任用職員以外の職員 △4,106 千円
職員手当	△1,922	その他の増減分	△1,922	会計年度任用職員以外の職員 △1,922 千円

令和7年度一般会計補正予算(第4号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財 源 内 訳					備 考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【総務費】				△ 41,890	△ 42,699	0	0	0	809	
2	1	1	総務職員人件費	△ 13,645					△ 13,645	7月採用職員に係る人件費補正
2	1	1	職員管理事務費	1,595					1,595	子ども・子育て支援金制度の開始に伴う人事給与システムの改修
2	1	1	南但広域行政事務組合負担金	0	1,495				△ 1,495	国庫補助金の採択見込みによる財源補正
2	1	5	庁舎管理費	1,176					1,176	関宮地域局分館の電気設備の修繕
2	1	6	広域行政事務費	428					428	但馬広域行政事務組合の補正予算に伴う負担金の増額
2	1	6	交通政策事業費	△ 32,300	△ 45,050				12,750	自動運転バス実証事業の補助率が10/10から4/5に変更されたため事業費を精査及び財源補正
2	3	1	戸籍住民基本台帳事務費	856	856					法改正により在留カードのICチップに住居地情報を記録する必要があるため記録用端末を整備
【民生費】				48,077	12,559	7,096	0	0	28,422	
3	1	1	生活困窮者自立支援事業費	1,399					1,399	令和6年度国庫負担金・国庫補助金の精算に伴う返還金
3	1	2	障害者(児)医療費	3,219					3,219	令和6年度国庫負担金の精算に伴う返還金
3	1	2	障害児施設給付費	1,663					1,663	令和6年度国庫負担金の精算に伴う返還金
3	1	2	地域生活支援事業費	191					191	令和6年度国庫補助金の精算に伴う返還金
3	1	3	老人福祉一般事務費	528					528	令和6年度低所得者保険料軽減国庫負担金の精算に伴う返還金
3	1	8	地域高齢者施設管理費	1,320					1,320	関宮高齢者総合保健福祉センター(ふれあいの郷)の適切な管理・運営を行うための施設管理委託料の追加
3	1	8	地域介護拠点整備事業費	5,500		5,500				県の地域介護拠点整備補助金(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策)の採択見込みによる
3	2	1	児童手当支給事務費	2,614					2,614	令和6年度国庫・県負担金の精算に伴う返還金
3	2	2	私立認定こども園等運営事業費	2,580	1,800	135			645	国庫補助基準額の単価改定等に伴う私立認定こども園への各種補助金の増額
3	2	2	子ども・子育て支援事業費	4,383	1,461	1,461			1,461	子育て支援センターたいようの開所日数増及び単価改定等による地域子育て支援事業補助金の増額

令和7年度一般会計補正予算(第4号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考	
					国	県	地方債	その他	一般財源		
3	2	3	学童保育事業費	9,298	9,298						国の放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業の採択を受け、学童クラブ業務支援システムを構築
3	3	2	生活保護措置費	15,382					15,382		令和6年度国庫・県負担金の精算に伴う返還金
【衛生費】				13,821	0	4,095	0	0	9,726		
4	1	1	保健衛生職員人件費	3,226					3,226		7月採用職員に係る人件費補正
4	1	6	環境衛生一般事務費	4,095		4,095					県との連携事業として住宅用太陽光発電設備等導入補助事業を実施
4	1	6	空家等対策推進事業費	6,500					6,500		○危険空家の応急措置の実施 ○老朽空家等解体支援事業補助金の増額
【商工費】				50,029	15,952	0	0	0	34,077		
7	1	2	商工振興事業費	44,419	15,952				28,467		全市民が保有する「やっふるカード」を活用し、1人あたり2,000円のデジタルクーポンを付与
7	2	3	観光施設管理費	2,530					2,530		氷ノ山登山道の修繕を実施
7	2	3	氷ノ山国際スキー場施設管理費	3,080					3,080		氷ノ山国際スキー場のゲレンデ崩落箇所の復旧工事を実施
【土木費】				22,666	△ 2,900	0	0	0	25,566		
8	2	1	道路橋りょう職員人件費	3,077					3,077		7月採用職員に係る人件費補正
8	2	1	道路橋りょう総務一般事務費	13,020					13,020		橋りょう長寿命化対策事業に係る道路メンテナンス事業補助金(令和5年度から6年度への繰越分)の精算による返還金
8	4	1	都市計画業務費	△ 3,431	△ 2,900				△ 531		○社会資本整備総合交付金の減額内示を受けて立地適正化計画の事業費及び事業期間を見直し ○宅地開発支援事業補助金の対象事業量の増による増額
8	4	2	都市下水路事業費	10,000					10,000		埼玉県八潮市で発生した下水道管による道路陥没事故を受け、山本下水路等の特別重点調査を実施

令和7年度一般会計補正予算(第4号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財 源 内 訳					備 考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【教育費】				72,600	0	0	58,000	1,000	13,600	
10	2	3	小学校施設整備事業費	71,600			58,000		13,600	小学校屋内運動場に空調設備を新たに導入。関宮学園前期課程で工事請負費及び設計監理業務委託料を追加し、小学校4校で令和8年度工事に向けて設計業務委託料を追加 ※中学校屋内運動場については大屋中学校を追加し、当初予算の範囲内で工事を実施
10	4	3	図書整備事業費	1,000				1,000		寄附を受け、大屋市民センター図書室で児童向け図書を購入
【災害復旧費】				5,720	0	2,000	1,800	60	1,860	
11	2	1	農地農業用施設現年単独災害復旧事業費	1,720					1,720	6月の豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧に係る補助金
11	2	1	農地農業用施設現年補助災害復旧事業費	4,000		2,000	1,800	60	140	6月の豪雨により被災した農地の復旧
【公債費】				7,254	0	0	0	0	7,254	
12	1	1	地方債元金償還金	7,176					7,176	令和6年度に借り入れた橋りょう長寿命化対策事業に係る過疎対策事業債の繰上償還元金
12	1	3	公債諸費	78					78	令和6年度に借り入れた橋りょう長寿命化対策事業に係る過疎対策事業債の繰上償還加算金
合 計				178,277	△ 17,088	13,191	59,800	1,060	121,314	

令和7年度

一般会計補正予算
(第4号)

実施計画書

実施計画書（補正予算）

事業名		交通政策事業費		枝番	1	単位事業名	自動運転バス実証事業		
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号	
	施策	3-4_安全安心なまちづくりの推進（生活基盤）							
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数 65人/年	10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思ふ人の割合 90%					
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	11	住み続けられるまちづくりを						
実施主体	養父市		担当課	まち整備部 土地利用未来課					
会計区分	一般会計					当初補正区分	補正予算		
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	6	
根拠法令等									
事業目的	対象	養父市民等							
	背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・養父市の地形的特色から、日常生活や業務活動に伴う移動の大半を自動車や路線バスに頼らざるを得ないが、人口減少によりバスやタクシー事業者においても運転手不足が深刻化している。 ・高齢者の移動手段の確保やバス等の運転手不足などを踏まえ、その対応策の一つとして自動運転バスの導入について検討を進め、他の公共交通維持対策事業とともに、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組む。 							
事業内容	事業概要または補正の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活用予定であった国事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業補助金））の補助率変更に伴う減額補正 国補助率：10/10 → 4/5 ・国補助事業の採択結果による事業内容の変更 当初事業費：96,050千円 → 採択結果：63,750千円 (変更内容) 運行委託費を精査 							
	区分	既決予算額（千円）		補正予算額（千円）		予算総額(千円)			
事業費	96,050		▲ 32,300		63,750				
財源内訳	一般財源	0		12,750		12,750			
	国支出金	96,050		▲ 45,050		51,000			
	県支出金	0		0		0			
	地方債	0		0		0			
	その他	0		0		0			

実施計画書（補正予算）

事業名		地域介護拠点整備事業費		枝番		単位事業名			
まちづくり計画	柱	「市民」_アクティブに自分らしく暮らすまち					ページ番号		
	施策	1-2_生涯健康的に過ごすことができる環境（健康福祉）							
	10年後の数値目標①	転入者数 630人	10年後の数値目標②	養父市に住み続けたいと思う人の割合 90%					
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	3	すべての人に健康と福祉を		10	人や国の不平等をなくそう			
	11	住み続けられるまちづくりを		16	平和と公正をすべての人に				
実施主体	養父市		担当課	健康福祉部 介護保険課					
会計区分	一般会計					当初補正区分	補正予算		
予算費目	款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	8	老人福祉施設費
根拠法令等	兵庫県福祉部補助金交付要綱、養父市地域介護・福祉空間推進事業費補助金交付要綱								
事業目的	対象	市内高齢者施設							
	背景と目的	介護施設等が行う既存施設の改修・コロナ対策費等に対して補助を行うことにより、住み慣れた地域で安心して介護を受けることができるよう、社会福祉施設等の整備促進を図る。							
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>【補正内容】</p> <p>介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施する簡易陰圧装置（室内空気をフィルターで処理後に屋外に排気し、室内を陰圧にするための装置で、陰圧にすることで隣接する部屋や廊下から常に陰圧している部屋（居室、病室等）に空気が流れ込む気流となるため、空気感染や飛沫感染の拡散リスクを低減させることができる。）の設置費に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立八鹿病院老人保健施設 5,500千円 <p>【歳出】 地域介護拠点整備費補助金 5,500千円</p> <p>【歳入】 県補助金 地域介護拠点整備費補助金 5,500千円</p>							
区 分	既決予算額（千円）		補正予算額（千円）		予算総額(千円)				
事業費	0		5,500		5,500				
財源内訳	一般財源	0		0		0			
	国支出金	0		0		0			
	県支出金	0		5,500		5,500			
	地方債	0		0		0			
	その他	0		0		0			

実施計画書（補正予算）

事業名		学童保育事業費			枝番		単位事業名				
まちづくり計画	柱	「地域」_つながりを力に開かれたコミュニティがあるまち						ページ番号			
	施策	2-1_つながりが支える子育て環境（子育て）									
	10年後の数値目標①	出生数 150人			10年後の数値目標②	暮らしのなかで異なる世代の人とつながり・つきあいがある人の割合 90%					
	個別計画										
	横断的行動指針 (SDGs)	3	すべての人に健康と福祉を				5	ジェンダー平等を実現しよう			
実施主体	養父市				担当課	こども・夢・えがお部 子育て応援課					
会計区分	一般会計						当初補正区分	補正予算			
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	3	学童保育費
根拠法令等											
事業目的	対象	学童クラブの利用者及び職員									
	背景と目的	本市では共働き世帯の増加に伴い、学童クラブの保育ニーズが高まっており、保育現場での人材不足や業務負担の増大が課題となっている。そこで、従来の児童の出欠確認や保護者との連絡など紙媒体中心となっていた仕組みをアプリケーション開発・導入を通じ、手続きのオンライン化や情報共有の円滑化など実証的に進め、利用者の利便性の向上と職員の負担軽減を図り、安定的な事業運営を目指す。									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>次の業務を実装するアプリケーションソフトの導入を進める。</p> <p>①保護者と市の間での業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ（提出資料等）の配信・利用料の請求案内など <p>②保護者とクラブの間での業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席や早退等の連絡・来所や出所の情報共有（保護者へのプッシュ通知） ・お知らせ（おたより、クラブの近況）の配信・利用予約の受付など <p>③市とクラブの間での業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績の管理、報告・登録児童管理・職員の出退勤管理など <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の利用料の計算など <p>（歳入）国庫支出金：放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業補助金（補助率10/10）</p> <p>（歳出）需用費27千円（消耗品費） 委託料8,776千円（システム構築委託料） 使用料及び賃借料495千円（システム等使用料）</p>									
区 分	既決予算額（千円）				補正予算額（千円）				予算総額(千円)		
事業費		87,937			9,298			97,235			
財源内訳	一般財源		24,105			0			24,105		
	国支出金		23,804			9,298			33,102		
	県支出金		23,804			0			23,804		
	地方債		0			0			0		
	その他		16,224			0			16,224		

実施計画書（補正予算）

事業名		環境衛生一般事務費			枝番	1	単位事業名	住宅用太陽光発電設備等導入補助事業			
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号			
	施策	3-3_次代に引き継ぐ豊かな自然環境（環境推進）									
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数 65人/年		10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思ふ人の割合 90%						
	個別計画	第二次養父市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画									
	横断的行動指針 (SDGs)	7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに			9	産業と技術革新の基盤をつくろう				
	11	住み続けられるまちづくりを			13	気候変動に具体的な対策を					
実施主体	養父市			担当課	産業環境部 環境推進課						
会計区分	一般会計						当初補正区分	補正予算			
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費		目	6	環境衛生費
根拠法令等	環境基本法、地球温暖化対策推進法など										
事業目的	対象	市民									
	背景と目的	<p>気候変動を抑制する地球温暖化対策の推進は、地球規模で喫緊の課題となっており、本市においても市民レベルで意識の向上と実践が必要となっている。</p> <p>令和6年度から兵庫県が市町連携事業として実施に向け準備を進めてきた「住宅用太陽光発電設備等導入補助事業」について、国の重点対策加速化事業に採択され、交付予定額が示されたことから、県との連携事業として住宅向けの太陽光発電設備等に補助を行い、再生エネルギーの普及、脱炭素化を目指す。</p>									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>県からの補助金（県は国の重点対策加速化事業の採択を受け、同事業の交付金を活用して市町へ補助）を財源として、住宅用太陽光発電設備と蓄電池の設置について補助を行う。</p> <p>◇補助額 太陽光発電設備：70千円/kW（上限5kW 350千円） 蓄電池：購入費用の1/3（上限141千円/kWhの1/3、5kWh 235千円）</p> <p>◇予算見積 太陽光発電設備：350千円×7件=2,450千円 蓄電池：235千円×7件=1,645千円 計4,095千円 ※件数、金額は県からの予定額による</p> <p>◇スケジュール 補正予算成立後 令和7年10月 県への補助金申請を行い、市民への広報を開始 市民からの申請受付を開始 募集期間は令和8年1月30日まで（予算上限に達し次第、申請受付終了）</p>									
	区分	既決予算額（千円）			補正予算額（千円）			予算総額(千円)			
事業費	0			4,095			4,095				
財源内訳	一般財源	0			0			0			
	国支出金	0			0			0			
	県支出金	0			4,095			4,095			
	地方債	0			0			0			
	その他	0			0			0			

実施計画書（補正予算）

事業名		商工振興事業費			枝番	4	単位事業名	デジタルクーポン事業				
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号				
	施策	3-1_地域の価値を生かした仕事づくり（価値創造）										
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数 65人/年		10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思う人の割合 90%							
	個別計画											
	横断的行動指針 (SDGs)	3	すべての人に健康と福祉を			8	働きがいも経済成長も					
	11	住み続けられるまちづくりを										
実施主体		養父市			担当課	産業環境部 商工観光課						
会計区分		一般会計					当初補正区分	補正予算				
予算費目		款	7	商工費		項	1	商工費		目	2	商工振興費
根拠法令等												
事業目的	対象	市民、市内中小企業者										
	背景と目的	<p>長引く物価高の影響等により、市内経済及び市民の生活環境は依然として深刻な状況にあり、市内経済の活性化と市民に向けた消費支援は急務である。</p> <p>このため全市民に対して、市内の加盟事業者で使用するデジタルクーポンを交付し、経済支援を行う。</p>										
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>加盟事業者で使用可能な地域通貨カードに、市民1人当たり2,000円分の地域通貨ポイントを付与するもの</p> <p>※加盟事業者 市内に本社本店を置く事業所、店舗等 ※交付対象者 基準日からクーポン終了日までに養父市内に住民登録のある者</p> <p>(歳出) 郵券料 991千円 (普通郵便@110円×9,005世帯) 委託料 1,400千円 (事務費等) 負担金、補助及び交付金 42,028千円 (@2,000円×21,014人)</p> <p>(歳入) 国庫補助金：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 15,952千円</p>										
区分		既決予算額 (千円)			補正予算額 (千円)			予算総額(千円)				
事業費		0			44,419			44,419				
財源内訳	一般財源	0			28,467			28,467				
	国支出金	0			15,952			15,952				
	県支出金	0			0			0				
	地方債	0			0			0				
	その他	0			0			0				

実施計画書（補正予算）

事業名		都市下水道事業費			枝番		単位事業名												
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号											
	施策	3-4_安全安心なまちづくりの推進（生活基盤）																	
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数 65人/年		10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思う人の割合 90%														
	個別計画																		
	横断的行動指針 (SDGs)	11	住み続けられるまちづくりを																
実施主体	養父市			担当課	まち整備部 建設課														
会計区分	一般会計						当初補正区分	補正予算											
予算費目	款	8	土木費		項	4	都市計画費		目	2	下水道費								
根拠法令等																			
事業目的	対象	布設から30年以上を経過した内径2m以上の管路																	
	背景と目的	<p>【雨水管路施設特別重点調査業務】 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管による道路陥没事故を受け、同年3月に国土交通省から内径2m以上かつ1994年度以前に設置・改築された管路の特別重点調査を実施するよう要請があった。5月下旬をもって本調査対象範囲を確定させ、山本下水道の一部管路等（八鹿町八鹿、八鹿町下網場）が該当したため、特別重点調査の実施に必要な額を要求する。</p>																	
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>【雨水管路特別重点調査】 調査対象管路の健全性等を確認するため、下記の項目について調査する。</p> <p>調査項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①管路調査(健全度判定を含む。)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②空洞調査</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③打音調査</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> </table>										①管路調査(健全度判定を含む。)	1式	②空洞調査	1式	③打音調査	1式	合計	10,000千円
	①管路調査(健全度判定を含む。)	1式																	
②空洞調査	1式																		
③打音調査	1式																		
合計	10,000千円																		
区分	既決予算額（千円）			補正予算額（千円）			予算総額(千円)												
事業費	220,477			10,000			230,477												
財源内訳	一般財源	3,990			10,000			13,990											
	国支出金	108,487			0			108,487											
	県支出金	0			0			0											
	地方債	0			0			0											
	その他	108,000			0			108,000											

実施計画書（補正予算）

事業名		小学校施設整備事業費			枝番	3	単位事業名	小学校屋内運動場空調整備事業			
まちづくり計画	柱	「市民」_アクティブに自分らしく暮らすまち						ページ番号			
	施策	1-3_学びがあふれる教育環境（教育）									
	10年後の数値目標①	転入者数 630人			10年後の数値目標②	養父市に住み続けたいと思う人の割合 90%					
	個別計画										
	横断的行動指針 (SDGs)	4	質の高い教育をみんなに			11	住み続けられるまちづくりを				
実施主体	養父市				担当課	教育部 教育課					
会計区分	一般会計						当初補正区分	補正予算			
予算費目	款	10	教育費		項	2	小学校費		目	3	小学校建設費
根拠法令等	教育振興法、学校教育法、養父市まちづくり計画										
事業目的	対象	市内小学校児童、教職員、災害時の避難者									
	背景と目的	各学校の屋内運動場には冷風機が設置されているが、室内全体を冷やすことができず、熱中症対策として、空調を整備することが必要である。また、災害時の避難所機能を向上させるためにも、整備が急務である。									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>(歳出)</p> <p>■小学校屋内運動場空調整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">関宮学園前期課程屋内運動場 設計監理委託料 5,000千円 工事費 53,000千円</p> <p>令和8年度事業に向けて</p> <p>養父小学校 設計費 3,400千円 広谷小学校 設計費 3,400千円 高柳小学校 設計費 3,400千円 八鹿小学校 設計費 3,400千円</p> <p>(歳入) 地方債：緊急防災・減災事業債 58,000千円</p>									
	区分	既決予算額 (千円)			補正予算額 (千円)			予算総額(千円)			
事業費	0			71,600			71,600				
財源内訳	一般財源	0			13,600			13,600			
	国支出金	0			0			0			
	県支出金	0			0			0			
	地方債	0			58,000			58,000			
	その他	0			0			0			

実施計画書（補正予算）

事業名		農地農業用施設現年単独災害復旧事業費		枝番		単位事業名				
まちづくり計画	柱	「地域」_つながりを力に開かれたコミュニティがあるまち					ページ番号			
	施策	2-3_次代を拓く農林業の推進（農林業）								
	10年後の数値目標①	出生数 150人		10年後の数値目標②	暮らしのなかで異なる世代の人とつながり・つきあいがある人の割合 90%					
	個別計画									
	横断的行動指針 (SDGs)	11	住み続けられるまちづくりを			15	陸の豊かさを守ろう			
実施主体	養父市			担当課	産業環境部 農地政策課					
会計区分	一般会計					当初補正区分	補正予算			
予算費目	款	11	災害復旧費		項	2	農林水産業施設災害復旧費	目	1	農地農業用施設災害復旧費
根拠法令等										
事業目的	対象	単独災害等3件分								
	背景と目的	令和7年6月豪雨により被災した農地のうち、国庫補助対象とならない地元の団体等が実施する災害復旧等修繕事業は、農地農業用施設現年単独災害復旧事業費として計上する。								
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>【歳出】</p> <p>〈農地農業用施設現年単独災害復旧事業費〉</p> <p>災害復旧 事業費400千円×補助率90% 720千円 2箇所(八鹿町高柳、八鹿町八木)</p> <p>農地修繕 事業費2,000千円×補助率50% 1,000千円 1箇所(能座)</p>								
区 分	既決予算額 (千円)		補正予算額 (千円)			予算総額(千円)				
事業費	1		1,720			1,721				
財源内訳	一般財源	1		1,720			1,721			
	国支出金	0		0			0			
	県支出金	0		0			0			
	地方債	0		0			0			
	その他	0		0			0			

実施計画書（補正予算）

事業名		農地農業用施設現年補助災害復旧事業費		枝番		単位事業名				
まちづくり計画	柱	「地域」_つながりを力に開かれたコミュニティがあるまち					ページ番号			
	施策	2-3_次代を拓く農林業の推進（農林業）								
	10年後の数値目標①	出生数 150人		10年後の数値目標②	暮らしのなかで異なる世代の人とつながり・つきあいがある人の割合 90%					
	個別計画									
	横断的行動指針 (SDGs)	11	住み続けられるまちづくりを			15	陸の豊かさを守ろう			
実施主体	養父市			担当課	産業環境部 農地政策課					
会計区分	一般会計					当初補正区分	補正予算			
予算費目	款	11	災害復旧費		項	2	農林水産業施設災害復旧費	目	1	農地農業用施設災害復旧費
根拠法令等	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律									
事業目的	対象	農地1件								
	背景と目的	令和7年6月豪雨により被災した農地のうち、国庫補助対象となる復旧事業については、農地農業用施設現年補助災害復旧事業費として計上する。								
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>【歳出】</p> <p>災害復旧工事費 4,000千円 田（1箇所） 4,000千円（八鹿町八木）</p> <p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県支出金 農地災害復旧事業費補助金 2,000千円 ・ 地方債 農地及び農業用施設補助災害復旧事業債 1,800千円 ・ その他 農地及び農業用施設災害復旧費分担金 60千円 								
区 分	既決予算額（千円）		補正予算額（千円）			予算総額(千円)				
事業費	1		4,000			4,001				
財源内訳	一般財源	0		140			140			
	国支出金	0		0			0			
	県支出金	1		2,000			2,001			
	地方債	0		1,800			1,800			
	その他	0		60			60			

議案第56号

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,521,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 財産収入		100	665	765
	1. 財産運用収入	100	665	765
6. 繰越金		1	12,790	12,791
	1. 繰越金	1	12,790	12,791
歳入合計		2,508,000	13,455	2,521,455

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 財産収入	100	665	765
6. 繰越金	1	12,790	12,791
歳入合計	2,508,000	13,455	2,521,455

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金	100	665	765
7. 諸支出金	22,022	8,121	30,143
8. 予備費	958	4,669	5,627
歳出合計	2,508,000	13,455	2,521,455

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		100	665	765
	1. 基金積立金	100	665	765
7. 諸支出金		22,022	8,121	30,143
	1. 償還金及び還付加算金	2,012	8,121	10,133
8. 予備費		958	4,669	5,627
	1. 予備費	958	4,669	5,627
歳出合計		2,508,000	13,455	2,521,455

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		665	0
			8,121
			4,669
		665	12,790

2. 歳入

(款) 4. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	100	665	765
項 計	100	665	765

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 前年度繰越金	1	12,790	12,791
項 計	1	12,790	12,791

歳入合計	2,508,000	13,455	2,521,455
------	-----------	--------	-----------

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 給付費準備基金積立金	100	665	765			665	
項 計	100	665	765			665	

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

3. 保険給付費等交付金償還金	1	6,221	6,222				6,221
4. 特別調整交付金等償還金	1	56	57				56
5. 負担金・交付金等償還金	0	1,844	1,844				1,844
項 計	2,012	8,121	10,133				8,121

(款) 8. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	958	4,669	5,627				4,669
項 計	958	4,669	5,627				4,669

歳出合計	2,508,000	13,455	2,521,455	0	0	665	12,790
------	-----------	--------	-----------	---	---	-----	--------

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金	665	給付費準備基金預金利子	665

1. 前年度繰越金	12,790	前年度繰越金	12,790

--	--	--	--

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	665	給付費準備基金積立金	665
		利子積立金	665

22. 償還金、利子及び割引料	6,221	保険給付費等交付金償還金	6,221
		過年度補助交付金等返還金	6,221
22. 償還金、利子及び割引料	56	特別調整交付金等償還金	56
		過年度補助交付金等返還金	56
22. 償還金、利子及び割引料	1,844	負担金・交付金等償還金	1,844
		過年度補助交付金等返還金	1,844

28. 予備費	4,669	予備費	4,669
		予備費	4,669

--	--	--	--

議案第57号

令和7年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ504,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	10,584	10,585
	1. 繰越金	1	10,584	10,585
6. 国庫支出金		0	2,168	2,168
	1. 国庫補助金	0	2,168	2,168
歳入合計		491,400	12,752	504,152

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	10,584	10,585
6. 国庫支出金	0	2,168	2,168
歳入合計	491,400	12,752	504,152

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	10,343	2,168	12,511
4. 予備費	200	10,584	10,784
歳出合計	491,400	12,752	504,152

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		10,343	2,168	12,511
	1. 総務管理費	10,343	2,168	12,511
4. 予備費		200	10,584	10,784
	1. 予備費	200	10,584	10,784
歳出合計		491,400	12,752	504,152

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
2,168			0
			10,584
2,168			10,584

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	10,584	10,585
項計	1	10,584	10,585

(款) 6. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 総務費補助金	0	2,168	2,168
項計	0	2,168	2,168

歳入合計	491,400	12,752	504,152
------	---------	--------	---------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	10,343	2,168	12,511	2,168			
項計	10,343	2,168	12,511	2,168			

(款) 4. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	200	10,584	10,784				10,584
項計	200	10,584	10,784				10,584

歳出合計	491,400	12,752	504,152	2,168	0	0	10,584
------	---------	--------	---------	-------	---	---	--------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰 越 金	10,584	繰越金 10,584

1. 総務管理費補助金	2,168	子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修 事業補助金 2,168

--	--	--

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補 助及び交 付 金	2,168	一般管理費 2,168 南但広域行政事務組合負担金 2,168

28. 予 備 費	10,584	予備費 10,584 予備費 10,584

--	--	--

議案第58号

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,814,493千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		86	946	1,032
	1. 財産運用収入	86	946	1,032
8. 繰越金		1	60,653	60,654
	1. 繰越金	1	60,653	60,654
歳入合計		3,752,894	61,599	3,814,493

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入	86	946	1,032
8. 繰越金	1	60,653	60,654
歳入合計	3,752,894	61,599	3,814,493

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	86	16,946	17,032
5. 諸支出金	23,428	34,084	57,512
6. 予備費	220	10,569	10,789
歳出合計	3,752,894	61,599	3,814,493

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		86	16,946	17,032
	1. 基金積立金	86	16,946	17,032
5. 諸支出金		23,428	34,084	57,512
	1. 償還金及び還付加算金	1,001	34,084	35,085
6. 予備費		220	10,569	10,789
	1. 予備費	220	10,569	10,789
歳出合計		3,752,894	61,599	3,814,493

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		946	16,000
			34,084
			10,569
		946	60,653

2. 歳入

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	86	946	1,032
項計	86	946	1,032

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 介護給付費等繰越金	1	60,653	60,654
項計	1	60,653	60,654

歳入合計	3,752,894	61,599	3,814,493
------	-----------	--------	-----------

3. 歳出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	86	16,946	17,032			946	16,000
項計	86	16,946	17,032			946	16,000

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	34,084	34,085				34,084
項計	1,001	34,084	35,085				34,084

(款) 6. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	220	10,569	10,789				10,569
項計	220	10,569	10,789				10,569

歳出合計	3,752,894	61,599	3,814,493	0	0	946	60,653
------	-----------	--------	-----------	---	---	-----	--------

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金	946	介護給付費準備基金利子収入	946

1. 介護給付費等繰越金	60,653	介護給付費等繰越金	60,653

--	--	--	--

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	16,946	介護給付費準備基金積立金	16,946
		基金積立金	16,000
		利子積立金	946

22. 償還金、利子及び割引料	34,084	償還金	34,084
		過年度補助交付金等返還金	34,084

28. 予備費	10,569	予備費	10,569
		予備費	10,569

--	--	--	--

報告第9号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	令和6年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.16	20.00	
② 連結実質赤字比率	—	18.16	30.00	
③ 実質公債費比率	8.5	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	—	350.0		

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は、「—」と表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

公営企業会計の名称	令和6年度 決 算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と表示している。

健全化判断比率等に係る審査意見書

養父市監査委員



養 監 第 18 号
令和 7 年 8 月 8 日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市監査委員 津 崎 智 宏

養父市監査委員 田 路 之 雄

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、次のとおりその意見を提出します。

健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概況

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	13.16	20.00	
連結実質赤字比率	—	18.16	30.00	
実質公債費比率	8.5	25.0	35.0	
将来負担比率	—	350.0		

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は「—」と表示している。

② 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	令和6年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	法適用
下水道事業会計	—	20.0	法適用

※資金不足が生じない場合は「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は8.5%で、前年度の8.8%に比べ0.3ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

② 将来負担比率

財政の健全化が進み、将来負担額が充当可能財源等の額を下回ることから、令和6年度の将来負担比率は生じなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

認定第1号

令和6年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について

令和6年度養父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

認定第2号

令和6年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

認定第3号

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

認定第4号

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

認定第5号

令和6年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

認定第6号

令和6年度養父市水道事業会計決算認定について

令和6年度養父市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大 林 賢 一

認定第7号

令和6年度養父市下水道事業会計決算認定について

令和6年度養父市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

令和 6 年 度

養父市決算審査意見書

一般会計・特別会計
基金運用状況

養父市監査委員

(注) 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

また、各収支状況表において、前年度の実質収支額は「実質収支に関する調書」に基づいているため、当該年度の繰越額等とは一致しない場合があります。

2 文中及び表中、「収納率」と表示のあるものは「収入済額÷調定額×100」を、「執行率」と表示のあるものは「支出済額÷予算現額×100」を表しています。

3 図及び表中の年度表示は、元号を省略しているところがあります。

4 「0.0」・・・・・・該当数値はあるが単位未満（零を含む）のものを表す。

5 「－」・・・・・・該当数値のないものを表す。



養 監 第 16 号
令和 7 年 8 月 8 日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市監査委員 津 崎 智 宏

養父市監査委員 田 路 之 雄

令和 6 年度養父市一般会計、特別会計決算及び基金運用状況の
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度養父市一般会計、特別会計（公営企業会計を除く）歳入歳出決算及び決算附属書類並びに令和 6 年度基金運用状況について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	総括意見	
	(1) 総括	2
	(2) 個別意見(まとめ)	3
	(3) 財政指標	6
	(4) 地方債及び繰上償還の状況	7
	(5) 債務負担行為の状況	7
	(6) 一般会計からの繰出金等の状況	7
	(7) 収入未済額及び不納欠損額の状況	8
	(8) 職員人件費及び職員数(一般会計分)	9
	別表	10
第6	一般会計	13
	1 歳入	
	(1) 歳入決算状況	13
	(2) 歳入決算状況の前年度比較	13
	(3) 歳入款別決算状況	14
	2 歳出	
	(1) 歳出決算状況	23
	(2) 歳出決算状況の前年度比較	23
	(3) 歳出款別決算状況	24
第7	特別会計	29
	(1) 国民健康保険特別会計	30
	(ア) 事業勘定	30
	(イ) 大屋診療所施設勘定	31
	(ウ) 大屋歯科診療所施設勘定	32
	(エ) 出合診療所施設勘定	32
	(2) 養父歯科診療所特別会計	33
	(3) 後期高齢者医療特別会計	33
	(4) 介護保険特別会計	34

第8	実質収支に関する調書	36
第9	財産に関する調書	37
1	公有財産	
(1)	土地・建物	37
(2)	山林	37
2	物品	38
3	基金に関する調書	38
4	出資金等	39
5	貸付金	39
第10	基金の運用状況	40

令和6年度養父市一般会計、特別会計決算及び

基金運用状況の審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度	養父市一般会計歳入歳出決算
令和6年度	養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (事業勘定、診療所施設勘定)
令和6年度	養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算
令和6年度	養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和6年度	養父市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度	実質収支に関する調書
令和6年度	財産に関する調書
令和6年度	基金運用状況

第2 審査の期間

令和7年6月25日から7月25日まで

第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確であるかを審査するため関係職員から説明を求め、関係諸帳簿その他証拠書類と照合を行い、適正に執行されたかに主眼を置き審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、いずれも適正なものと認められた。

また、各基金の運用状況について審査した結果、いずれも設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認められた。

第5 総括意見

(1) 総括

令和6年度一般会計の歳入歳出総額は、歳入 19,918,708 千円、歳出 19,075,915 千円で差引 842,793 千円の黒字決算となっている。次年度へ繰り越すべき財源 81,853 千円を除いた実質収支は 760,940 千円で前年度と比べ 15,332 千円 (2.1%) の増額となった。

一般会計の歳入決算状況を見ると、市の財政力に応じて国から交付される「地方交付税」、「国庫支出金」、借入金である「市債」などの依存財源が 74.1%を占めている。また、市税、使用料及び手数料、繰入金など自主財源の比率は 25.9%と低い状況は変わっていない。

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.250 と県下全市町で最低水準にあり、依存財源のうち地方交付税が 47.2%、国県支出金が 10.5%を占めるなど、依然として国の施策等により大きな影響を受けやすい財政構造は変わっていない。

国民健康保険特別会計他 3 特別会計の決算合計は、歳入 7,170,787 千円、歳出 7,073,756 千円、差引 97,031 千円の黒字で、いずれの会計においても赤字は生じていない。

一般会計から公営企業会計を含めた 6 特別会計への繰出金等は 1,620,246 千円である。

一般会計、特別会計を合計した決算額は、歳入 27,089,496 千円、歳出 26,149,672 千円で形式収支 939,824 千円の黒字決算である。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率 4 指標数値は、①実質赤字比率が黒字のため算出されず ②連結実質赤字比率が黒字のため算出されず ③実質公債費比率が 8.5% ④将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されず、いずれも基準値を下回っている。

基金は、計画的な政策運営に資するための原資であり、令和6年度基金残高の合計は 15,077,973 千円で、20,482 千円の増額となっている。

養父市の財政状況は、実質公債費比率が 8.5%と前年度に比べて 0.3 ポイント減少した。その要因は、一部事務組合及び公営企業の元利償還金に対する繰出金が減少したことなどである。

一般会計決算においては、黒字を確保しているものの、経常収支比率は 97.6%で合併以降で最も高い数値となっており、財政構造の硬直化が進行している。また、財政力指数は県下最低水準にあり、今後も厳しい財政運営が予想される。地方交付税や国県支出金等の依存財源の比率が高い養父市としては、国の動向を慎重に見据えながら財政運営を行う必要がある。

また、老朽化が進む公共施設、インフラの長寿命化対策経費の増大、デジタル化の実装等に継続的に多額の財源が必要となることから、より一層効率的、効果的な行財政運営が求められる。

(2) 個別意見（まとめ）

1 未収金の状況について

令和5年度の決算審査において、未収金解消に向けた収納担当課の取組状況には差異が見られ、収納対策連絡会議において改善策を検討し全体の底上げを図るよう提言しているが、令和6年度においてもその傾向は変わらない状況であるので、引き続き収納対策連絡会議において有効な取組事例を共有するなどして、全体の収納率の底上げに努められたい。

一方で、土地利用未来課では、長年にわたり償還がなされていない住宅新築資金等貸付金の未収金（53,130千円）について、国の住宅新築資金等貸付金助成事業補助金を活用して回収する取組みに着手し、令和6年度においては8件、8,799千円の補助金申請を行うなど解消に向け動き始めており、この点においては評価に値する。引き続き未収金解消に向けた取組みを強力に推進されたい。

2 特命随意契約における公平性、透明性、経済性の確保について

養父市においては、地方自治法第234条等に基づき「養父市随意契約実施要綱」を定め、第4条において「特定の者しか履行できないとして安易に相手方を特定してはならない。」と規定している。

また、「養父市随意契約ガイドライン」を定め、「随意契約についての基本的な考え方」として、地方公共団体が締結する契約については競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらない例外的な契約方法である旨を規定している。

しかしながら、令和6年度においては、競争入札や複数者からの見積書徴求の方法によることなく、特定の業者を指名して締結する特命随意契約による契約の締結が、入札参加者審査会の対象だけでも49件、約582,000千円（設計額）あり、公平性、透明性、経済性の確保の観点から課題があると思われる。

については、契約価格の妥当性や不正防止の観点からも、例えば一定金額以上の特命随意契約については、契約内容、契約金額等をホームページで公表するなど、契約の公平性、透明性、経済性を確保されたい。

3 金庫等の鍵の取扱いについて

令和6年8月27日に発覚した養父地域局窓口における公金等の亡失事案にかかる再発防止策の一環として、令和7年1月31日付で「養父市各庁舎に設置する耐火金庫及び現金収納庫の鍵に関する取扱規程」（以下「鍵取扱規程」という。）を定め、現金等を保管する金庫等の鍵について、適正に管理することとしている。

審査期間中に同地域局を現地調査し、鍵取扱規程の遵守状況を検証したところ、第5条に定める「鍵の使用者」の取扱いについて、管理責任者が在席中でも複数の者が解錠・施錠を行っており、結果として同地域局の職員は誰でも保管現金にアクセスでき、公金等の保管体制は不十分であったので、鍵取扱規程の遵守を徹底されたい。

4 配備品の管理について

防災安全課は、消防団が使用する備品として、IP無線機154台、Wi-Fiカメラ50台等（20,340千円）を購入し、市内47分団の消防車庫等に配備している。また、B&G財団から50,000千円規模の支援を受け、発電機等の備品を購入して市内の学校、消防車庫等に配備している。庁舎外に配備している備品の中には高価な物もあり、迅速な対応を優先して施錠していない消防

車庫もあるので、盗難防止の観点から一定額以上のものについては、配備先に対し定期的に現物の有無を報告させる等、適切な備品管理に努められたい。

5 公益財団法人医療文化経済グローバル研究所について

一般財団法人として発足した医療文化経済グローバル研究所は、令和6年11月に公益認定を受け、公益財団法人として事業を実施している。

拠出財産の運用益を主な財源とする財団法人は一定の財産規模を要するが、当該法人の令和6年度の貸借対照表によると、正味財産は6,049千円、正味財産増減計算書によると、基本財産運用益は526円で、養父市からの運営補助金が事業活動収入の95.7%を占めるなど、法人単独としての安定性・将来性に課題があると思われる。

現状においては、運営補助金のために設定されている債務負担行為の期間は令和10年度までであり、以降の事業の継続性を確保するため、事業活動収入の増加目標の設定等、当法人の理事会と設立者の市が協働して中・長期経営計画を策定するなど事業の安定性・将来性を高められたい。

6 市有財産の処分状況について

土地利用未来課では、市有財産について「普通財産の処分方針一覧表」に基づき管理しており、今回の決算審査に提出された同資料によると、積極的売却物件として公募中のものが4件ある。

うち山路住宅及び十二所市有地の2件の普通財産（積極的売却物件：公募中のもの）について現地調査したが、価格等売却条件について長年見直されていないなど、近年は売却促進に向けた取組みが見られない。

今後においては、積極的なPRや、価格の見直し、物件の状態管理などを適切に行うなど、一層の販売促進を図られたい。

7 鉄道関係事業について

令和5年度の決算審査において、JR養父駅の発券窓口業務の委託（2,095千円）について、但馬内の大半の駅が無人となる中で本事業を継続する意義は薄れており、事業の見直しを検討するよう提言しているが、JR西日本との協議さえ実施されておらず、見直しを検討した跡が確認されなかった。

発券窓口業務にかかる市民の利便性の確保を重視して、今後においても継続するのであれば、乗降客数が10倍近いJR八鹿駅での委託に変更した方が効果的と考える。

8 関宮小さな拠点の整備について

関宮小さな拠点（仮称）は、およそ18億円の多額なコストを伴うビッグプロジェクトで、拠点の整備に際しては、地域住民会議、地域包括ケア会議、交通配送会議、関宮小さな拠点計画等検討作成会議および関宮小さな拠点推進会議の5つの会議体で協議して進めている。

この間、これら会議体において「サービス付き高齢者向け住宅」から「高齢者等一時滞在型宿泊施設」への変更、「小規模多機能型居宅介護施設」の併設を断念し、「デイサービス」または「いきいきサロン」への変更を検討する等、当初計画からの変更が協議・決定されているが、拠点の整備状況や会議体の協議内容等については、市民には広く情報提供されていない。

今後においては、例えば広報に進捗状況等の特集して掲載するなど、市民への情報発信に努められたい。

9 木彫展示について

大屋地域局では、地域の芸術文化の醸成と養父市のPRを目的に「公募展木彫フォークアート おおや」を開催するとともに、当年度においても優秀作品 5点を2,800千円で購入している。

これにより養父市の収蔵作品数は167点となっているが、木彫展示館に常時展示しているのは約40点のみで、数点を公立八鹿病院や芸術文化観光専門職大学等に貸出しているとのことであるが、大半は収蔵庫で保管している状況であるので、今後も継続して購入するのであれば、「宝の持ち腐れ」とならぬよう展示場所・展示方法等を見直し、多くの人の目に触れるように工夫されたい。

10 おおや堆肥センターの運営について

おおや堆肥センターについては、令和2年度の決算審査以降、効率的な運営を検討するよう提言しているが、令和6年度の牛ふん処理量は、畜産農家5先（10経営体）のうち1農家が民間事業者への持ち込みに移行したことを主因に、3,862トン（前年比△292トン、△7.0%）、堆肥販売量は、1,138トン（前年比△223トン、△16.4%）、使用料及び堆肥売払収入は、10,578千円（前年比△1,362千円、△11.4%）と改善されていない状況である。

一方で、令和6年度における事業費については、燃料代の高騰や設備・機械の修繕費の増加等により50,235千円（前年比6,496千円、14.9%の増）を計上しており、更に高コストな状況になっている。

今後も設備・機械の修繕費の増加等コスト増加が見込まれるので、センター使用料の値上げを含むコスト改善策を検討し、財政負担の軽減を図られたい。

(3) 財政指標

普通会計ベースの決算額による財政構造の状況は、次のとおりである。

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア 財政力指数	0.238	0.239	0.243	0.246	0.250
イ 経常収支比率	90.2%	91.5%	94.2%	97.4%	97.6%
ウ 実質公債費比率	5.9%	7.4%	8.0%	8.8%	8.5%
エ 実質収支比率	6.5%	9.4%	8.5%	6.7%	6.8%
オ 人件費比率	12.3%	15.3%	16.7%	15.7%	18.1%
基準財政需要額(千円)	10,577,034	10,658,772	10,295,466	10,458,787	10,499,901
基準財政収入額(千円)	2,594,805	2,489,149	2,577,864	2,641,726	2,592,560
標準財政規模(千円)	11,674,722	11,663,549	11,053,352	11,160,286	11,143,218

ア 財政力指数(基準財政収入額/基準財政需要額)

本年度の財政力指数は0.250で、前年度0.246に比べると0.004ポイント増加している。

※財政力指数(〔基準財政収入額/基準財政需要額〕の3年間の平均値)は、地方公共団体の財政力を示す指数をいい、指数が「1」に近いほど財政力が強い。「1」を超える団体は、普通交付税の不交付団体となる。

イ 経常収支比率(経常経費に充当された一般財源/経常一般財源総額×100)

本年度の経常収支比率は97.6%で、前年度97.4%に比べ0.2ポイント増加した。財政構造の硬直化は常態化している。

※経常収支比率は、経常的経費のために経常一般財源収入がどれだけ充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断するための指標である。この比率が一般的には80%を超えると財政構造の弾力性が乏しくなるとされる。

ウ 実質公債費比率(3カ年平均)(元利償還等—特定財源—普通交付税に算入される償還財源) / (標準財政規模—普通交付税に算入される償還財源)

本年度の実質公債費比率は8.5%で、前年度8.8%に対し0.3ポイント減少した。

※実質公債費比率は、一般会計の借入金の返済額等だけでなく、特別会計や一部事務組合に一般会計が負担した返済額等を含めた額が、市税や地方交付税などの収入に対してどのくらいの割合になるかを示すものである。

エ 実質収支比率(実質収支額/標準財政規模×100)

本年度の実質収支比率は6.8%で、前年度6.7%に対し0.1ポイント増加した。

※実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合であり、一般的には3～5%が適正であるとされている。

オ 人件費比率(人件費/歳出総額×100)

本年度の人件費比率は18.1%である。前年度15.7%に対し2.4ポイント増加した。

※人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合であり、この割合が多いほど財政運営の硬直化の原因になるとされているが、この人件費比率は、歳出規模の増減に影響を受けやすく、あくまで

傾向をみるための指標である。

(4) 地方債及び繰上償還の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 残高	令和6年度 発行額	令和6年度償還額		令和6年度 末残高
			償還金	うち繰上償還	
一般会計	13,202,863	1,033,962	1,979,549	196,827	12,257,276
水道事業会計	2,727,217	20,000	270,578	0	2,476,639
下水道事業会計	5,899,622	655,300	857,858	0	5,707,064
合 計	21,829,703	1,719,262	3,107,985	196,827	20,440,979

本年度末の地方債残高は20,440,979千円で、前年度末に比べ1,388,724千円(6.4%)減少している。また、今年度の地方債発行額は前年度に比べ70,389千円増加している。

なお、今後の公債費の削減のため、繰上償還を196,827千円行っている。

(5) 債務負担行為の状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,579,456	272,775	93,514	135,720	636,697

令和6年度末の債務負担行為の残高は636,697千円で、前年度に比べ500,977千円(369.1%)増加している。

主な増加の要因は、養父市関宮小さな拠点(仮称)に係る債務負担を追加したことによる。

(6) 一般会計からの繰出金等の状況

本年度、一般会計から特別会計及び企業会計に支出された繰出金等は1,620,246千円で、前年度に比べ1,297,063千円減少している。

(別表5及び6参照)

(7) 収入未済額及び不納欠損額の状況

一般会計及び特別会計の収入額・不納欠損額・収入未済額及び収納率

(単位：千円、%)

区分 (一般会計)	令和 6 年度				令和 5 年度			
	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
市 税 計	2,263,953	96.7	14,636	63,123	2,374,113	96.4	7,752	79,974
市民税	894,490	97.1	1,410	24,912	970,714	97.2	746	27,128
固定資産税	1,149,042	96.0	13,055	35,284	1,180,466	95.5	6,526	49,335
軽自動車税	101,297	97.0	171	2,927	99,323	96.1	480	3,511
市たばこ税	118,476	100.0	0	0	122,973	100.0	0	0
鉱産税	104	100.0	0	0	100	100.0	0	0
入湯税	544	100.0	0	0	538	100.0	0	0
私立認定こども園等運営負担金	22	6.3	0	326	13	3.6	0	348
公立認定こども園等運営負担金	337	55.7	0	268	423	56.9	0	320
延長保育事業負担金	0	0.0	0	33	0	0.0	0	33
一時預かり事業負担金	495	88.4	0	65	197	75.1	0	65
CATV利用料	0	0.0	0	346	37	9.0	23	346
インターネット利用料	5	45.6	0	6	0	0.0	0	11
行政財産目的外使用料	964	100.0	0	0	888	99.7	0	3
アート村拠点施設使用料及び入館料	1,015	100.0	0	0	1,130	94.2	0	70
子育て・移住サポートセンター使用料	214	100.0	0	0	111	53.6	0	96
交流促進センター使用料	208	63.5	0	120	217	93.2	0	16
市営住宅使用料	60,403	76.8	0	18,232	65,089	82.5	0	13,792
市営住宅駐車場使用料	2,463	85.9	0	406	2,619	89.2	0	316
墓地維持管理手数料	546	100.0	0	0	550	99.6	0	2
し尿収集手数料	8,081	72.4	0	3,085	9,998	78.0	0	2,822
浄化槽清掃手数料	9,656	89.2	0	1,166	11,626	82.3	0	969
土地建物貸付収入	104,183	100.0	0	0	66,647	99.9	0	73
生業資金貸付金元利収入	0	0.0	0	459	0	0.0	0	459
住宅新築資金等貸付金元利収入	230	0.4	0	53,130	200	0.4	0	53,360
保護者納付金(中学校)	210	100.0	0	0	224	99.9	0	1
学校給食実費徴収金	56,229	99.5	0	275	56,815	99.4	0	316
光熱水費等受入金	1,699	100.0	0	0	2,066	99.6	0	8
福祉費第3者納付金不納付返金	13	28.0	0	35	8	100.0	0	0
学童クラブ利用料等	17,167	97.2	0	485	15,390	97.0	0	769
生活保護法第63条返還金	664	43.2	0	875	323	25.1	0	967
生活保護法第78条返還金	78	4.9	0	1,510	180	10.2	0	1,588
病児保育センター利用料	210	98.6	0	3	61	72.5	0	23
公立認定こども園園児給食費	64	95.2	0	3	15	82.7	0	3

児童扶養手当返還金	250	71.0	0	102	600	63.0	0	352
電柱等占用料	876	100.0	0	0	693	60.1	0	460
区 分 (特別会計)	令和 6 年度				令和 5 年度			
	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
国民健康保険税	388,599	83.3	3,149	74,795	410,411	83.2	3,663	78,978
国民健康保険諸収入	6,111	98.4	0	102	5,912	99.8	0	12
介護保険料	706,505	97.8	5,998	9,808	712,940	97.6	3,573	13,079
介護保険手数料	19	94.4	0	1	17	100.0	0	0
介護保険諸収入	7,445	99.9	0	2	7,981	100.0	0	1
後期高齢者医療保険料	339,743	99.8	31	545	307,372	99.9	15	45
合 計	3,978,657	—	23,814	229,306	4,054,867	—	15,026	249,676

※ 収入未済額は、還付未済額を含んだ額としている。

※ 前々年度に収入未済額があったが、前年度と本年度に収入未済額がなかった科目は記載していないため、令和5年度の収入済額の合計は縦計と一致しない。(市税を除く。)

令和6年度の一般会計及び特別会計における収入未済額は229,306千円で、前年度に比べ20,370千円(8.2%)減少している。

一般会計と特別会計を合わせた本年度の不納欠損額は23,814千円で、前年度に比べ8,788千円(58.5%)増加している。

(8) 職員人件費及び職員数(一般会計分)

(単位：千円、人)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
職員人件費	2,235,185	2,117,461	117,724
正規職員数	269	260	9

一般会計の人件費は2,235,185千円で、前年度に比べ117,724千円増となっている。令和6年4月1日現在の職員数は269人で、前年度と比べ9人増加となっている。

主な増額の要因は、給料59,541千円の増、時間外勤務手当5,362千円の増、期末勤勉手当34,007千円の増、職員共済組合負担金11,283千円の増などである。

給与水準は、令和6年4月1日現在のラスパイレース指数で見ると、国家公務員100.0に対し、養父市は96.6で、県下では6番目に低くなっている。

(別表1) 決算の規模

(単位：千円)

区 分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一 般 会 計	22,047,239	19,918,709	19,075,916	842,793
特 別 会 計	7,394,654	7,170,788	7,073,756	97,032
合 計	29,441,893	27,089,497	26,149,672	939,825

(決算状況表より)

(別表2) 決算額

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
一 般 会 計	歳 入	19,918,709	20,992,589	△1,073,880	△5.1
	歳 出	19,075,916	20,127,197	△1,051,281	△5.2
	差 引 額	842,793	865,392	△22,599	△2.6
特 別 会 計	歳 入	7,170,788	7,653,380	△482,592	△6.3
	歳 出	7,073,756	7,483,481	△409,725	△5.5
	差 引 額	97,032	169,899	△72,867	△42.9
合 計	歳 入	27,089,497	28,645,970	△1,556,473	△5.4
	歳 出	26,149,672	27,610,678	△1,461,006	△5.3
	差 引 額	939,825	1,035,292	△95,467	△9.2

(決算状況表より)

(別表3) 自主財源と依存財源

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	増減額	増減率
自 主 財 源	5,149,985	25.9	6,461,382	30.8	△1,311,397	△20.3
市税	2,263,953	11.4	2,374,113	11.3	△110,160	△4.6
分担金及び負担金	45,207	0.2	40,265	0.2	4,942	12.3
使用料及び手数料	205,749	1.0	201,193	1.0	4,556	2.3
財産収入	163,657	0.8	127,241	0.6	36,416	28.6
寄附金	296,141	1.5	268,759	1.3	27,382	10.2
繰入金	1,133,167	5.7	2,444,030	11.6	△1,310,863	△53.6
繰越金	485,393	2.4	500,176	2.4	△14,783	△3.0
諸収入	556,717	2.8	505,605	2.4	51,112	10.1
依 存 財 源	14,768,724	74.1	14,531,207	69.2	237,517	1.6
地方譲与税	234,634	1.2	206,904	1.0	27,730	13.4
利子割交付金	1,659	0.0	1,209	0.0	450	37.2
配当割交付金	29,573	0.1	22,120	0.1	7,453	33.7
株式等譲渡所得割交付金	38,985	0.2	23,508	0.1	15,477	65.8
法人事業税交付金	48,745	0.2	44,432	0.2	4,313	9.7
地方消費税交付金	548,424	2.8	523,934	2.5	24,490	4.7
環境性能割交付金	27,962	0.1	30,875	0.1	△2,913	△9.4

地方特例交付金	101,142	0.5	15,848	0.1	85,294	538.2
地方交付税	9,394,239	47.2	9,278,370	44.2	115,869	1.2
交通安全対策特別交付金	2,973	0.0	3,165	0.0	△192	△6.1
国庫支出金	2,092,782	10.5	2,241,821	10.7	△149,039	△6.6
県支出金	1,213,645	6.1	1,045,748	5.0	167,897	16.1
市債	1,033,962	5.2	1,093,273	5.2	△59,311	△5.4
合 計	19,918,709	100.0	20,992,589	100.0	△1,073,882	△5.1

(別表4) 義務的経費と投資的経費 [普通会計ベース]

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	7,911,333	41.4	7,718,566	38.3	192,767	2.3
人件費	3,455,701	18.1	3,149,814	15.7	305,887	9.7
扶助費	2,417,161	12.7	2,349,528	11.7	67,633	2.9
公債費	2,038,471	10.7	2,219,224	11.0	△180,753	△8.1
投資的経費	1,716,924	9.0	1,998,686	10.0	△281,762	△14.1
普通建設事業費	1,426,619	7.5	1,726,209	8.6	△299,590	△17.4
災害復旧事業費	290,305	1.5	272,477	1.4	17,828	6.5
その他の経費	9,458,657	49.6	10,419,471	51.7	△960,814	△9.2
物件費	2,660,266	13.9	2,421,759	12.0	238,507	9.8
維持補修費	359,638	1.9	297,958	1.5	61,680	20.7
補助費等	4,210,907	22.0	4,397,818	21.8	△186,911	△4.3
積立金	718,835	3.8	629,395	3.1	89,440	14.2
投資及び出資金・貸付金	210,009	1.1	1,181,602	5.9	△971,593	△82.2
繰出金	1,299,002	6.8	1,490,939	7.4	△191,937	△12.9
合 計	19,086,914	100.0	20,136,723	100.0	△1,049,809	△5.2

(地方財政状況調査による)

(別表5) 繰出金等

(単位：円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減額	増減率
国民健康保険特別会計	195,112,995	211,168,657	△16,055,662	△7.6
直営診療所施設勘定	59,531,509	234,330,835	△174,799,326	△74.6
大屋診療所	28,950,024	16,636,301	12,313,723	174.0
出合診療所	23,125,422	215,370,209	△192,244,787	△89.3
大屋歯科診療所	7,456,063	2,324,325	5,131,738	220.8
養父歯科診療所特別会計	21,396,911	19,933,069	1,463,842	7.3
後期高齢者医療特別会計	118,248,081	111,328,836	6,919,245	6.2
介護保険特別会計	547,339,024	564,112,927	△16,773,903	△3.0
水道事業会計	207,577,269	1,295,259,761	△1,087,682,492	△84.0
下水道事業会計	471,040,171	481,174,416	△10,134,245	△2.1
合 計	1,620,245,960	2,917,308,501	△1,297,062,541	△44.5

(別表6) 繰出基準と実繰出額の比較

(単位：千円)

区 分	繰出基準額	実繰出額	基準外繰出額
国民健康保険特別会計	195,113	195,113	0
大屋診療所	0	28,950	28,950
出合診療所	0	23,125	23,125
大屋歯科診療所	0	7,456	7,456
養父歯科診療所特別会計	0	21,397	21,397
後期高齢者医療特別会計	118,248	118,248	0
介護保険特別会計	547,339	547,339	0
水道事業会計	207,557	207,577	0
下水道事業会計	466,594	471,040	4,446
合 計	1,534,851	1,620,246	85,374

一 般 会 計

第6 一般会計

一般会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額	単年度収支額
6	19,918,708	19,075,915	842,793	81,852	760,940	15,332
5	20,992,589	20,127,197	865,392	119,784	745,608	△197,081
比較	△1,073,881	△1,051,282	△22,599	△37,931	15,332	181,749

(実質収支に関する調査より)

一般会計の形式収支額は842,793千円で、翌年度へ繰越すべき財源81,853千円を差引いた実質収支額は760,940千円の黒字決算で、単年度収支は15,332千円の黒字である。

1 歳入

(1) 歳入決算状況

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
6	22,047,239,000	20,077,398,383	19,918,708,751	14,636,213	144,053,419	99.2
5	21,694,243,000	21,157,924,639	20,992,589,911	7,774,744	157,559,984	99.2
比較	352,996,000	△1,080,526,256	△1,073,881,160	6,861,469	△13,506,565	0.0

令和6年度の歳入は、予算現額22,047,239千円、調定額20,077,398千円、収入済額19,918,709千円で、調定額に対する収納率は99.2%であり、前年度と同率であった。

不納欠損額14,636千円を差引いた収入未済額は144,053千円で、前年度に比べ13,507千円減少した。

(2) 歳入決算状況の前年度比較

歳入決算額の款別内訳及び前年度との比較は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
市税	2,263,953,032	11.4	2,374,112,906	11.3	△110,159,874	△4.6
地方譲与税	234,634,000	1.2	206,904,000	1.0	27,730,000	13.4
利子割交付金	1,659,000	0.0	1,209,000	0.0	450,000	37.2
配当割交付金	29,573,000	0.1	22,120,000	0.1	7,453,000	33.7
株式等譲渡所得割交付金	38,985,000	0.2	23,508,000	0.1	15,477,000	65.8
地方消費税交付金	548,424,000	2.8	523,934,000	2.5	24,490,000	4.7
環境性能割交付金	27,962,000	0.1	30,874,770	0.1	△2,912,770	△9.4
法人事業税交付金	48,745,000	0.2	44,432,000	0.2	4,313,000	9.7

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方特例交付金	101,142,000	0.5	15,848,000	0.1	85,294,000	538.2
地方交付税	9,394,239,000	47.2	9,278,370,000	44.2	115,869,000	1.2
交通安全対策特別交付金	2,973,000	0.0	3,165,000	0.0	△192,000	△6.1
分担金及び負担金	45,206,856	0.2	40,264,999	0.2	4,941,857	12.3
使用料及び手数料	205,749,334	1.0	201,192,995	1.0	4,556,339	2.3
国庫支出金	2,092,781,616	10.5	2,241,821,460	10.7	△149,039,844	△6.6
県支出金	1,213,644,612	6.1	1,045,748,040	5.0	167,896,572	16.1
財産収入	163,657,272	0.6	127,241,117	0.6	36,416,155	28.6
寄附金	296,141,058	1.5	268,758,709	1.3	27,382,349	10.2
繰入金	1,133,167,113	5.7	2,444,030,068	11.6	△1,310,862,955	△53.6
繰越金	485,392,581	2.4	500,176,357	2.4	△14,783,776	△3.0
諸収入	556,717,277	2.8	505,605,490	2.4	51,111,787	10.1
市債	1,033,962,000	5.2	1,093,273,000	5.2	△59,311,000	△5.4
合 計	19,918,708,751	100.0	20,992,589,911	100.0	△1,073,881,160	△5.1

一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ△1,073,881千円（△5.1%）減少している。主な要因は、繰入金等の減少によるものである。

また、歳入決算額に占める構成比は、地方交付税 47.2%、市税 11.4%、国庫支出金 10.5%、県支出金 6.1%、繰入金 5.7%、市債 5.2%の順となっている。

（3）歳入款別決算状況

歳入款別の決算状況は、次表のとおりである。

第1款 市 税

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収 入 済 額			不納欠損額	収入未済額
			金 額	予算比	調定比		
6	2,245,110,000	2,341,712,099	2,263,953,032	100.8	96.7	14,636,213	63,122,854
5	2,354,237,000	2,461,839,059	2,374,112,906	100.8	96.4	7,752,244	79,973,909
比較	△109,127,000	△120,126,960	△110,159,874	0.0	0.3	6,883,969	△16,851,055

市税の収入済額は2,263,953千円で、前年度に比べ110,160千円（4.6%）減少し、調定額2,341,712千円に対する収納率は96.7%で、前年度に比べ0.3ポイント増加している。

調定額から収入済額及び不納欠損額14,636千円を差引いた収入未済額は63,123千円で、前年度に比べ16,851千円（21.1%）減少している。

市税の税目別決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

税目	区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
市民税		882,209,000	920,812,094	894,489,914	1,410,238	24,911,942	97.2	
	現年課税分	個人税	767,208,000	775,301,500	771,951,263	0	3,592,737	99.6
		法人税	110,000,000	117,041,300	116,798,800	0	242,500	99.8
		滞納繰越分	5,001,000	28,469,294	5,739,851	1,410,238	21,319,205	20.2
	滞納繰越分	個人税	5,000,000	27,993,894	5,449,851	1,410,238	21,133,805	19.5
		法人税	1,000	475,400	290,000	0	185,400	61.0
固定資産税		1,143,041,000	1,197,381,512	1,149,042,119	13,055,175	35,284,218	96.0	
	現年課税分	1,128,448,000	1,143,552,000	1,132,877,100	0	10,674,900	99.1	
	滞納繰越分	10,100,000	49,335,312	11,670,819	13,055,175	24,609,318	23.7	
	国有資産等所在 市町村交付金及 び納付金	4,493,000	4,494,200	4,494,200	0	0	100.0	
軽自動車税		101,275,000	104,394,554	101,297,060	170,800	2,926,694	97.0	
	現年課税分	92,737,000	93,179,500	92,704,100	0	475,400	99.5	
	滞納繰越分	600,000	3,511,054	888,960	170,800	2,451,294	25.3	
	環境性能割	7,938,000	7,704,000	7,704,000	0	0	100.0	
市たばこ税		118,000,000	118,475,739	118,475,739	0	0	100.0	
鉦産税		85,000	104,000	104,000	0	0	100.0	
入湯税		500,000	544,200	544,200	0	0	100.0	
合計		2,245,110,000	2,341,712,099	2,263,953,032	14,636,213	63,122,854	96.7	

市税の収入状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度	
	収入済額	収納率	収入済額	収納率	増減額	増減率
市民税		97.2	970,714,104	97.2	△76,224,190	△7.9
	個人	96.8	855,867,604	96.9	△78,466,490	△9.2
	法人	99.6	114,846,500	99.6	2,242,300	2.0
固定資産税		96.0	1,180,465,528	95.5	△31,423,409	△2.7
軽自動車税		97.0	99,322,751	96.1	1,974,309	2.0
市たばこ税		100.0	122,973,223	100.0	△4,497,484	△3.7
鉦産税		100.0	99,700	100.0	4,300	4.3
入湯税		100.0	537,600	100.0	6,600	1.2
合計		96.7	2,374,112,906	96.4	△110,159,874	△4.6
現年		99.3	2,356,326,246	99.0	△110,672,844	△4.7
	滞納	22.5	17,786,660	19.6	512,970	2.9

市税の現年課税分の収納状況は、前年度に比べ110,673千円(4.7%)減少しているが、特に復興特例加算分の終了と特別税額控除(定額減税)による個人税の減と市たばこ税の減少が大きい。

収入未済額を前年度と比較すると、次表のとおりである。(単位:円、%)

区 分	収入未済額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
現年課税分	14,743,037	24,194,577	△9,451,540	△39.1
滞納繰越分	48,379,817	55,779,332	△7,399,515	△13.3
計	63,122,854	79,973,909	△16,851,055	△21.1

収入未済額は、前年度に比べ16,851千円(21.1%)減少している。現年課税分は14,743千円で、前年度に比べ9,452千円(39.1%)減少、滞納繰越分は7,400千円(13.3%)減少している。

不納欠損の状況は、次表のとおりである。(単位:人、円)

税 目	合 計		地方税法第15条の7第4項(停止3年経過)		地方税法第15条の7第5項(即時消滅)		地方税法第18条第1項(時効消滅)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
個人市民税	18	1,410,238	15	1,233,744	0	0	3	176,494
法人市民税	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	61	13,055,175	47	9,462,675	1	3,178,700	13	413,800
軽自動車税	12	170,800	4	78,100	0	0	8	92,700
計	91	14,636,213	66	10,774,519	1	3,178,700	24	682,994

不納欠損額は14,636千円で、前年度に比べ6,884千円増加している。地方税法第15条の7第4項(執行停止期間満了)、第5項(即時消滅)及び同法第18条第1項(時効消滅)に基づき執行している。

第2款 地方譲与税

(単位:円、%)

年度	予算現額	調定額	収 入 済 額			不納欠損額	収入未済額
			金 額	予算比	調定比		
6	235,748,000	234,634,000	234,634,000	99.5	100.0	0	0
5	209,200,000	206,904,000	206,904,000	98.9	100.0	0	0
比較	26,548,000	27,730,000	27,730,000	0.6	0.0	0	0

地方譲与税の収入済額は234,634千円で、前年度に比べ27,730千円(13.4%)増加している。

第3款 利子割交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	1,300,000	1,659,000	1,659,000	127.6	100.0	0	0
5	1,000,000	1,209,000	1,209,000	120.9	100.0	0	0
比較	300,000	450,000	450,000	6.7	0.0	0	0

利子割交付金の収入済額は1,659千円で、前年度に比べ450千円(37.2%)増加している。

第4款 配当割交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	23,000,000	29,573,000	29,573,000	128.6	100.0	0	0
5	21,000,000	22,120,000	22,120,000	105.3	100.0	0	0
比較	2,000,000	7,453,000	7,453,000	23.3	0.0	0	0

配当割交付金の収入済額は29,573千円で、前年度に比べ7,453千円(33.7%)増加している。

第5款 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	36,000,000	38,985,000	38,985,000	108.3	100.0	0	0
5	24,000,000	23,508,000	23,508,000	98.0	100.0	0	0
比較	12,000,000	15,477,000	15,477,000	10.3	0.0	0	0

株式等譲渡所得割交付金の収入済額は38,985千円で、前年度に比べ15,477千円(65.8%)増加している。

第6款 法人事業税交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	47,000,000	48,745,000	48,745,000	103.7	100.0	0	0
5	45,000,000	44,432,000	44,432,000	98.7	100.0	0	0
比較	2,000,000	4,313,000	4,313,000	5.0	0.0	0	0

法人事業税交付金の収入済額は48,745千円で、前年度に比べ4,313千円(9.7%)増加している。

第7款 地方消費税交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	548,424,000	548,424,000	548,424,000	100.0	100.0	0	0
5	523,934,000	523,934,000	523,934,000	100.0	100.0	0	0
比較	24,490,000	24,490,000	24,490,000	0.0	0.0	0	0

地方消費税交付金の収入済額は548,424千円で、前年度に比べ24,490千円(4.7%)増加している。配分基準は、消費税率10%のうち、地方消費税率は2.2%で、県に納付された地方消費税額の2分の1相当額が交付されるものである。

第8款 環境性能割交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	31,000,000	27,962,000	27,962,000	90.2	100.0	0	0
5	29,000,000	30,874,770	30,874,770	106.5	100.0	0	0
比較	2,000,000	△2,912,770	△2,912,770	△16.3	0.0	0	0

環境性能割交付金の収入済額は27,962千円で、前年度に比べ2,913千円(9.4%)減少している。県に納付された自動車税環境性能割に応じて、市町道の延長と面積で按分し交付されている。

第9款 地方特例交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	101,146,000	101,142,000	101,142,000	100.0	100.0	0	0
5	15,819,000	15,848,000	15,848,000	100.2	100.0	0	0
比較	85,327,000	85,294,000	85,294,000	△0.2	0.0	0	0

地方特例交付金の収入済額は101,142千円で、前年度に比べ85,294千円(538.2%)増加している。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)に伴う減収分を補てんするための個人住民税減収補てん特例交付金と、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による固定資産税の減収分を補てんする新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が交付された。なお、本年度は、住民税の定額減税実施による減収分を補てんするための定額減税減収補てん特例交付金86,087千円が交付されたため、大幅な増額となった。

第10款 地方交付税

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	9,178,741,000	9,394,239,000	9,394,239,000	102.3	100.0	0	0
5	9,058,612,000	9,278,370,000	9,278,370,000	102.4	100.0	0	0
比較	120,129,000	115,869,000	115,869,000	△0.1	0.0	0	0

地方交付税の収入済額は9,394,239千円で、前年度に比べ115,869千円(1.2%)増加している。

普通交付税は7,908,741千円で、前年度に比べ80,129千円(1.0%)増加、特別交付税は1,485,498千円で、前年度に比べ35,740千円(2.5%)増加している。

第11款 交通安全対策特別交付金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	3,000,000	2,973,000	2,973,000	99.1	100.0	0	0
5	4,000,000	3,165,000	3,165,000	79.1	100.0	0	0
比較	△1,000,000	△192,000	△192,000	20.0	0.0	0	0

交通安全対策特別交付金の収入済額は2,973千円で、前年度に比べ192千円(6.1%)減少している。

第12款 分担金及び負担金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	49,072,000	45,899,216	45,206,856	92.1	98.5	0	692,360
5	42,924,000	41,032,119	40,264,999	93.8	98.1	0	767,120
比較	6,148,000	4,867,097	4,941,857	△1.7	0.4	0	△74,760

分担金及び負担金の収入済額は45,207千円で、前年度に比べ4,942千円(12.3%)増加している。調定額に対する収納率は98.5%である。

第13款 使用料及び手数料

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	213,185,000	229,110,288	205,749,334	96.5	89.8	0	23,360,954
5	205,783,000	219,656,946	201,192,995	97.8	91.6	22,500	18,441,451
比較	7,402,000	9,453,342	4,556,339	△1.3	△1.8	△22,500	4,919,503

使用料及び手数料の収入済額は205,749千円で、前年度に比べ4,556千円(2.3%)増加している。調定額に対する収納率は89.8%で、収入未済額は市営住宅使用料等23,361千円である。

第14款 国庫支出金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	3,052,736,000	2,092,781,616	2,092,781,616	68.6	100.0	0	0
5	2,432,427,000	2,241,821,460	2,241,821,460	92.2	100.0	0	0
比較	620,309,000	△149,039,844	△149,039,844	△23.6	0.0	0	0

国庫支出金の収入済額は2,092,782千円で、前年度に比べ149,040千円(6.6%)減少している。決算額の内訳は、国庫負担金1,079,331千円、国庫補助金1,006,716千円、国庫委託金6,735千円である。

第15款 県支出金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	1,609,245,000	1,213,644,612	1,213,644,612	75.4	100.0	0	0
5	1,271,211,000	1,045,748,040	1,045,748,040	82.3	100.0	0	0
比較	338,034,000	167,896,572	167,896,572	△6.8	0.0	0	0

県支出金の収入済額は1,213,645千円で、前年度に比べ167,897千円(16.1%)増加している。決算額の内訳は、県負担金523,385千円、県補助金480,376千円、県委託金209,884千円である。

第16款 財産収入

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	158,039,000	163,657,272	163,657,272	103.6	100.0	0	0
5	129,734,000	127,313,917	127,241,117	98.1	99.9	0	72,800
比較	28,305,000	36,343,355	36,416,155	5.5	0.1	0	△72,800

財産収入の収入済額は163,657千円で、前年度に比べ36,416千円(28.6%)増加している。

決算額の内訳は、財産運用収入140,011千円、財産売払収入23,646千円である。調定額に対する収納率は100.0%となった。

第17款 寄附金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	300,001,000	296,141,058	296,141,058	98.7	100.0	0	0
5	331,001,000	268,758,709	268,758,709	81.2	100.0	0	0
比較	△31,000,000	27,382,349	27,382,319	17.5	0.0	0	0

寄附金の収入済額は296,141千円で、前年度に比べ27,382千円(10.2%)増加している。

決算額の内訳は、全額指定寄附金である。

第18款 繰入金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	1,294,162,000	1,133,167,113	1,133,167,113	87.6	100.0	0	0
5	2,592,971,000	2,444,030,068	2,444,030,068	94.3	100.0	0	0
比較	△1,298,809,000	△1,310,862,955	△1,310,862,955	△6.7	0.0	0	0

繰入金の収入済額は1,133,167千円で、前年度に比べ1,310,863千円(53.6%)減少している。

内訳は、財政調整基金繰入金164,549千円、減債基金繰入金220,336千円、地域振興基金繰入金5,295千円、公共施設等整備基金繰入金213,134千円、過疎対策基金繰入金6,660千円、全天候運動場管理運営基金繰入金16,418千円などである。

第19款 繰越金

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	485,392,000	485,392,581	485,392,581	100.0	100.0	0	0
5	500,176,000	500,176,357	500,176,357	100.0	100.0	0	0
比較	△14,784,000	△14,783,776	△14,783,776	0.0	0.0	0	0

繰越金の収入済額は485,393千円で、前年度に比べ14,784千円(3.0%)減少している。

第20款 諸収入

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	526,876,000	613,594,528	556,717,277	105.7	90.7	0	56,877,251
5	494,741,000	563,910,194	505,605,490	102.2	89.7	0	58,304,704
比較	32,135,000	49,684,334	51,111,787	3.5	1.1	0	△1,427,453

諸収入の収入済額は556,717千円で、前年度に比べ51,112千円(10.1%)増加している。

調定額に対する収納率は90.7%である。

収入未済額は56,877千円で、前年度に比べ1,427千円(2.4%)減少している。

第21款 市債

(単位：円、%)

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
6	1,908,062,000	1,033,962,000	1,033,962,000	54.2	100.0	0	0
5	1,407,473,000	1,093,273,000	1,093,273,000	77.7	100.0	0	0
比較	500,589,000	△59,311,000	△59,311,000	△23.5	0.0	0	0

一般会計の市債収入済額は1,033,962千円で、前年度に比べ59,311千円(5.4%)減少している。

2 歳 出

(1) 歳出決算状況

歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	22,047,239,000	19,075,915,654	2,153,173,800	818,149,546	86.5	3.7
5	21,694,243,000	20,127,197,330	767,179,000	799,866,670	92.8	3.7
比較	352,996,000	△1,051,281,676	1,385,994,800	18,282,876	△6.3	0.0

予算現額は22,047,239千円で、前年度に比べ352,996千円(1.6%)増加している。支出済額は19,075,916千円、予算現額に対する執行率は86.5%で、前年度に比べ6.3ポイント減少している。不用額は818,150千円である。

翌年度繰越額は2,153,174千円で、前年度に比べ1,385,995千円(280.7%)増加している。

(2) 歳出決算状況の前年度比較

歳出決算額の款別内訳及び前年度との比較は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	142,040,396	0.7	149,854,570	0.7	△7,814,174	△5.2
総務費	3,788,095,995	19.9	3,636,242,829	18.1	151,853,166	4.2
民生費	5,072,342,380	26.6	4,919,460,192	24.5	152,882,188	3.1
衛生費	2,117,150,352	11.1	3,227,519,688	16.0	△1,110,369,336	△34.4
労働費	694,336	0.0	956,732	0.0	△262,396	△27.4
農林水産業費	874,968,684	4.6	844,615,764	4.2	30,352,920	3.6
商工費	413,385,444	2.2	656,055,716	3.3	△242,670,272	△37.0
土木費	1,546,353,722	8.1	1,414,347,035	7.0	132,006,687	9.3
消防費	369,810,155	1.9	240,636,917	1.2	129,173,238	53.7
教育費	1,704,318,670	8.9	1,943,042,791	9.7	△238,724,121	△12.3
災害復旧費	289,448,088	1.5	245,659,197	1.2	43,788,891	17.8
公債費	2,038,472,384	10.7	2,219,411,073	11.0	△180,938,689	△8.2
諸支出金	718,835,048	3.8	629,394,826	3.1	89,440,222	14.2
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	19,075,915,654	100.0	20,127,197,330	100.0	△1,051,281,676	△5.2

(3) 歳出款別決算状況

歳出款別の決算状況は、以下のとおりである。

第1款 議会費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	146,053,000	142,040,396	0	4,012,604	97.3	2.7
5	152,544,000	149,854,570	0	2,689,430	98.2	1.8
比較	△6,491,000	△7,814,174	0	1,323,174	△0.9	0.9

議会費の支出済額は142,040千円で、前年度に比べ6,491千円(5.2%)減少している。予算現額に対する執行率は97.3%で、不用額は4,013千円である。

政務活動費は、上期(4～10月)11人の議員に対し223千円、下期(11月～3月)13人の議員に対して367千円交付した。

第2款 総務費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	4,914,047,000	3,788,095,995	1,020,711,000	105,240,005	77.1	2.1
5	3,930,927,000	3,636,242,829	85,012,000	209,672,171	92.5	5.3
比較	983,120,000	151,853,166	935,699,000	△104,432,116	△15.4	△3.2

総務費の支出済額は3,788,096千円で、前年度に比べ151,853千円(4.2%)増加している。

予算現額に対する執行率は77.1%で、不用額は105,240千円である。

決算額の内訳は、総務管理費3,480,265千円、徴税費148,928千円、戸籍住民基本台帳費49,012千円、選挙費93,339千円、統計調査費5,574千円、監査委員費10,979千円である。

第3款 民生費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	5,304,730,000	5,072,342,380	8,567,000	223,820,620	95.6	4.2
5	5,099,633,000	4,919,460,192	32,344,000	147,828,808	96.5	2.9
比較	205,097,000	152,882,188	△23,777,000	75,991,812	△0.9	1.3

民生費の支出済額は5,072,342千円で、前年度に比べ152,882千円(3.1%)増加している。

予算現額に対する執行率は95.6%で、不用額は223,821千円である。

決算額の内訳は、社会福祉費3,190,579千円、児童福祉費1,650,563千円、生活保護費230,951千円、災害救助費250千円である。なお、社会福祉費には、国民健康保険特別会計(事業勘定)へ195,113千円、介護保険特別会計へ547,339千円、後期高齢者医療特別会計へ118,248千円の繰出金を含んでいる。

第4款 衛生費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	2,199,327,000	2,117,150,352	10,300,000	71,876,648	96.3	3.3
5	3,306,869,000	3,227,519,688	10,600,000	68,749,312	97.6	2.1
比較	△1,107,542,000	△1,110,369,336	△300,000	3,127,336	△1.3	1.2

衛生費の支出済額は2,117,150千円で、前年度に比べ1,110,369千円(34.4%)減少している。主な減額の要因は、令和5年度には水道事業会計が行う企業債繰上償還への繰出金、出合診療所建築等に係る繰出金があったが、本年度は行わなかったことによる。

予算現額に対する執行率は96.3%で、前年度に比べ1.3ポイント減少し、不用額は71,877千円である。

決算額の内訳は、保健衛生費2,036,675千円、清掃費80,475千円である。

また、保健衛生費には、水道事業会計へ207,577千円、国保直営診療施設勘定へ59,532千円、養父歯科診療所特別会計へ21,397千円の繰出金を含んでいる。

第5款 労働費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	1,159,000	694,336	0	464,664	59.9	40.1
5	1,559,000	956,732	0	602,268	61.4	38.6
比較	△400,000	△262,396	0	△137,604	△1.5	1.5

労働費の支出済額は694千円で、前年度に比べ262千円(27.4%)減少している。

第6款 農林水産業費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	1,077,853,000	874,968,684	134,938,000	67,946,316	81.2	6.3
5	909,181,000	844,615,764	0	64,565,236	92.9	7.1
比較	168,672,000	30,352,920	134,938,000	3,381,080	△11.7	△0.8

農林水産業費の支出済額は874,969千円で、前年度に比べ30,353千円(3.6%)増加している。予算現額に対する執行率は81.2%で、前年度に比べ11.7ポイント減少し、不用額は67,946千円である。

決算額の内訳は、農業費664,844千円、林業費210,125千円である。

第7款 商工費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	541,762,000	413,385,444	86,828,000	41,548,556	76.3	7.7
5	702,452,000	656,055,716	0	46,396,284	93.4	6.6
比較	△160,690,000	△242,670,272	86,828,000	△4,847,728	△17.1	1.1

商工費の支出済額は413,385千円で、前年度に比べ242,670千円(37.0%)減少している。

予算現額に対する執行率は76.3%で、前年度に比べ17.1ポイント減少し、不用額は41,549千円である。

決算額の内訳は、商工費186,453千円、観光費226,932千円である。

第8款 土木費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	2,364,157,000	1,546,353,722	714,570,000	103,233,278	65.4	4.4
5	1,705,387,000	1,414,347,035	216,737,000	74,302,965	82.9	4.4
比較	658,770,000	132,006,687	497,833,000	28,930,313	△17.5	0.0

土木費の支出済額は1,546,354千円で、前年度に比べ132,007千円(9.3%)増加している。

予算現額に対する執行率は65.4%で、前年度に比べ17.5ポイント減少し、不用額は103,233千円である。

決算額の内訳は、土木管理費45,234千円、道路橋りょう費845,342千円、河川費29,991千円、都市計画費570,214千円、住宅費55,572千円である。なお、都市計画費には下水道事業会計繰出金471,040千円を含んでいる。

第9款 消防費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	404,815,000	369,810,155	25,511,000	9,493,845	91.4	2.3
5	249,416,000	240,636,917	0	8,779,083	96.5	3.5
比較	155,399,000	129,173,238	25,511,000	714,762	△5.1	△1.2

消防費の支出済額は369,810千円で、前年度に比べ129,173千円(53.7%)増加している。増額の主な要因は、消防車庫建築工事(奥米地・大谷)、耐震性貯水槽設置工事(下町・吉井)、養父市消防団I P無線機購入、消防普通積載車及び小型動力ポンプ購入等による増額である。

予算現額に対する執行率は91.4%で、前年度に比べ5.1ポイント減少し、不用額は9,494千円となった。

第10款 教育費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	1,789,925,000	1,704,318,670	23,383,000	62,223,330	95.2	3.5
5	2,068,136,000	1,943,042,791	23,300,000	101,793,209	94.0	4.9
比較	△278,211,000	△238,724,121	83,000	△39,569,879	1.2	△1.4

教育費の支出済額は1,704,319千円で、前年度に比べ238,724千円(12.3%)減少している。

予算現額に対する執行率は95.20%で、前年度に比べ1.2ポイント減少し、不用額は62,223千円である。

決算額の内訳は、教育総務費156,668千円、小学校費422,088千円、中学校費240,394千円、社会教育費470,154千円、保健体育費415,015千円である。

第11款 災害復旧費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	530,692,000	289,448,088	128,365,800	112,878,112	54.5	21.3
5	649,959,000	245,659,197	399,186,000	5,113,803	37.8	0.8
比較	△119,267,000	43,788,891	△270,820,200	107,764,309	16.7	20.5

*令和6年度の翌年度繰越額は、事故繰越34,865,800円を含む。

災害復旧費の支出済額は289,448千円で、前年度に比べ43,789千円(17.8%)増加している。増額の主な要因は、令和5年度の事業を繰り越し、令和5年8月15日に襲来した台風7号による市内各地の市道・河川・農地・農業用施設等の復旧工事等を行ったことによる。

予算現額に対する執行率は54.5%で、前年度に比べ16.7ポイント増加し、不用額は112,878千円である。

決算額の内訳は、災害応急対策費820千円、農林水産業施設災害復旧費135,787千円、公共土木施設災害復旧費152,841千円である。

第12款 公債費

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	2,039,000,000	2,038,472,384	0	527,616	100.0	0.0
5	2,220,002,000	2,219,411,073	0	590,927	100.0	0.0
比較	△181,002,000	△180,938,689	0	△63,311	0.0	0.0

公債費の支出済額は2,038,472千円で、前年度に比べ180,939千円(8.2%)減少している。

予算現額に対する執行率は100.0%で、不用額は528千円である。

公債費の元金償還は1,979,549千円で、本年度の繰上償還は196,827千円である。利子は58,922千円である。

第13款 諸支出金

(単位：円、%)

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
6	723,100,000	718,835,048	0	4,264,952	99.4	0.6
5	692,898,000	629,394,826	0	63,503,174	90.8	9.2
比較	30,202,000	89,440,222	0	△59,238,222	8.6	△8.6

諸支出金の支出済額は718,835千円で、前年度に比べ89,440千円(14.2%)増加している。

支出は財政調整基金に6,088千円、減債基金に65,131千円及び特定目的基金に647,617千円を積み立てている。

特定目的基金積立金の主なものは、元気な養父づくり応援基金297,437千円、公共施設等整備基金334,824千円等である。

第14款 予備費

(単位：円、%)

年度	予算額	充当額	不用額	充当割合
6	20,000,000	9,381,000	10,619,000	46.9
5	20,000,000	14,720,000	5,280,000	73.6
比較	0	△5,339,000	5,339,000	△26.7

予備費の充当額は、予算額20,000千円に対し9,381千円で、充当割合は46.9%である。

特 別 会 計

第7 特別会計

特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	2,773,181	2,747,390	25,791	0	25,791
	事業勘定	2,562,498	2,536,707	25,791	0	25,791
	大屋診療所施設勘定	117,116	117,116	0	0	0
	大屋歯科診療所施設勘定	35,984	35,984	0	0	0
	出合診療所施設勘定	57,581	57,581	0	0	0
	養父歯科診療所特別会計	53,983	53,983	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計	468,238	457,653	10,585	0	10,585
	介護保険特別会計	3,875,384	3,814,730	60,654	0	60,654
	合 計	7,170,787	7,073,756	97,031	0	97,031

(決算状況表より)

特別会計の歳入決算額は7,170,787千円、歳出決算額は7,073,756千円で、形式収支額は97,031千円の黒字決算となっている。

(1) 国民健康保険特別会計

(ア) 事業勘定

国民健康保険の加入状況は、年間平均世帯数 2,912 世帯（前年度比 5.4%減）、一般被保険者数 4,387 人（前年度比 6.4%減）、介護保険 2 号被保険者数 1,198 人（前年度比 0.3%増）である。

本年度の決算額は、歳入 2,562,499 千円、歳出 2,536,708 千円で、実質収支額は 25,791 千円となり、昨年度より 2,533 千円増額している。予算執行率は、歳入 95.9%、歳出 95.0%で、不用額は 134,292 千円である。実質収支の 25,791 千円のうち、13,000 千円を国民健康保険給付費準備基金に積み立て、残額の 12,791 千円を翌年度への繰越財源とした。

款別の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
歳入	国民健康保険税	388,598,961	15.2	410,410,772	14.8	△21,811,811	△5.3
	使用料及び手数料	162,800	0.0	167,231	0.0	△4,431	△2.7
	県支出金	1,909,832,602	74.5	2,121,057,138	76.5	△211,224,536	△10.0
	財産収入	62,364	0.0	66,749	0.0	△4,385	△6.6
	繰入金	241,112,995	9.4	219,168,657	7.9	21,944,338	10.0
	繰越金	11,258,938	0.4	16,862,008	0.6	△5,603,070	△33.2
	諸収入	6,111,156	0.2	5,911,800	0.2	199,356	3.4
	国庫支出金	5,359,000	0.2	26,000	0.0	5,333,000	20,511.5
	歳入合計	2,562,498,816	100.0	2,773,670,355	100.0	△211,171,539	△7.6
歳出	総務費	31,682,000	1.3	30,647,787	1.1	1,034,213	3.4
	保険給付費	1,765,719,571	69.6	1,973,393,806	71.7	△207,674,235	△10.5
	国民健康保険事業納付金	684,184,675	27.0	686,785,170	25.0	△2,600,495	△0.4
	保健事業費	21,117,961	0.8	19,323,054	0.7	1,794,907	9.3
	基金積立金	62,364	0.0	66,749	0.0	△4,385	△6.6
	諸支出金	33,941,151	1.3	40,194,851	1.5	△6,253,700	△15.6
	歳出合計	2,536,707,722	100.0	2,750,411,417	100.0	△213,703,695	△7.8
形式収支額	25,791,094		23,258,938		2,532,156	10.9	
翌年度繰越財源	0		0		0	0.0	
実質収支	25,791,094		23,258,938		2,532,156		
単年度収支	2,532,156		△11,603,070		14,135,226		

歳入決算額は、前年度に比べ 211,172 千円（7.6%）減少している。主な要因は、県支出金等の減額によるものである。

歳出決算額は、前年度に比べ 213,704 千円（7.8%）減少している。主な要因は、保険給付費等の減額によるものである。

国民健康保険税の収入状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

年 度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
6	466,542,367	388,598,961	3,148,700	74,794,706	83.3
5	493,051,539	410,410,772	3,663,200	78,977,567	83.2
比較	△26,509,172	△21,811,811	△514,500	△4,182,861	0.1

国民健康保険税の調定額は、前年度に比べ 26,509 千円 (5.4%) の減、収入済額は 21,812 千円 (5.3%) の減である。

収入未済額は 74,795 千円で、前年度に比べ 4,183 千円 (5.3%) 減少したが、収納率は 0.1 ポイント増加した。

不納欠損額は 3,149 千円で、前年度に比べ 515 千円 (14.0%) 減少している。地方税法第 15 条の 7 第 4 項 (停止 3 年経過)、同法第 15 条の 7 第 5 項 (即時消滅) 及び同法第 18 条第 1 項 (時効消滅) によるものである。

(イ) 大屋診療所施設勘定

大屋診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
歳 入	診 療 収 入	83,416,844	71.2	85,644,404	80.2	△2,227,560	△2.6
	使用料及び手数料	425,700	0.4	495,800	0.5	△70,100	△14.1
	繰 入 金	28,950,024	24.7	16,636,301	15.7	12,313,723	74.0
	諸 収 入	3,855,538	3.3	3,706,326	3.5	149,212	4.0
	県 支 出 金	468,000	0.4	279,000	0.2	189,000	67.7
	歳入合計	117,116,106	100.0	106,761,831	100.0	10,354,275	9.7
歳 出	総 務 費	66,870,461	57.1	59,736,984	56.0	7,133,477	11.9
	医 業 費	50,245,645	42.9	47,024,847	44.0	3,220,798	6.9
	歳出合計	117,116,106	100.0	106,761,831	100.0	10,354,275	9.7
形式・実質収支額		0	0	0	0		

本年度の決算額は、歳入歳出とも 117,116 千円で、前年度に比べ 10,354 千円 (9.7%) 増加している。歳入では、診療収入が 83,417 千円で、前年度に比べ 2,228 千円 (2.6%) 減少した。

一般会計からの繰入金は 28,950 千円で、前年度に比べ 12,314 千円 (74.0%) 増加した。歳出では、医業費が 50,246 千円で前年度に比べ 3,221 千円 (6.9%) 増加し、総務費が 66,870 千円で前年度に比べ 7,133 千円 (11.9%) 増加した。

(ウ) 大屋歯科診療所施設勘定

大屋歯科診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
歳入	診療収入	14,446,646	40.2	13,964,074	46.1	482,572	3.5
	使用料及び手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	繰入金	17,718,063	49.2	14,489,325	47.9	3,228,738	22.3
	諸収入	2,285,210	6.4	1,728,287	5.7	556,923	32.2
	県支出金	1,535,000	4.3	100,000	0.3	1,435,000	1,435.0
	歳入合計	35,984,919	100.0	30,281,686	100.0	5,703,233	18.8
歳出	総務費	29,638,140	82.4	27,730,648	91.6	1,907,492	6.9
	医業費	6,346,779	17.6	2,551,038	8.4	3,795,741	148.8
	歳出合計	35,984,919	100.0	30,281,686	100.0	5,703,233	18.8
形式・実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも 35,985 千円で、前年度に比べ 5,703 千円 (18.8%) 増加している。

歳入では、診療収入が 14,447 千円で、前年度に比べ 483 千円 (3.5%) 増加した。繰入金は 17,718 千円と前年度に比べ 3,229 千円 (22.3%) 増加している。内訳は、一般会計から 7,456 千円、事業勘定から 10,262 千円繰入している。

歳出では、医業費が 6,347 千円で前年度に比べ 3,796 千円 (148.8%) 増加し、総務費が 29,638 千円で前年度に比べ 1,907 千円 (6.9%) 増加した。

(エ) 出合診療所施設勘定

出合診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
歳入	診療収入	25,415,369	44.1	37,887,924	13.3	△12,472,555	△32.9
	使用料及び手数料	112,200	0.2	278,300	0.1	△166,100	△59.7
	繰入金	31,004,422	53.8	223,215,209	78.3	△192,210,787	△86.1
	諸収入	1,019,680	1.8	536,600	0.2	483,080	90.0
	県支出金	30,000	0.1	23,196,000	8.1	△23,166,000	△99.9
	歳入合計	57,581,671	100.0	285,114,033	100.0	△227,532,362	△79.8
歳出	総務費	43,903,144	76.2	253,511,866	88.9	△209,608,722	△82.7
	医業費	13,678,527	23.8	31,602,167	11.1	△17,923,640	△56.7
	歳出合計	57,581,671	100.0	285,114,033	100.0	△227,532,362	△79.8
形式・実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも 57,582 千円で、前年度に比べ 227,532 千円 (79.8%) 減少し

ている。

歳入では、診療収入が25,415千円で、前年度に比べ12,473千円(32.9%)減少した。繰入金
は31,004千円で前年度に比べて192,211千円(86.1%)減少した。一般会計から23,125千円、
事業勘定から7,879千円を繰入している。

歳出では、医業費が13,679千円で、前年度に比べ17,924千円(56.7%)減少し、総務費は43,903
千円で、前年度に比べ209,609千円(82.7%)減少した。

一般会計から繰入金の減額、総務費の減額については、令和5年度に行った診療所の新築に係
るものである。

(2) 養父歯科診療所特別会計

養父歯科診療所特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		令和6年度		令和5年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	診療収入	29,811,088	55.2	29,247,636	56.0	563,452	1.9
	繰入金	21,396,911	39.6	19,933,069	38.2	1,463,842	7.3
	諸収入	2,745,280	5.1	2,938,899	5.6	△193,619	△6.6
	県支出金	30,000	0.1	100,000	0.2	△70,000	△70.0
	歳入合計	53,983,279	100.0	52,219,604	100.0	1,763,675	3.4
歳出	総務費	45,095,454	83.6	43,935,318	84.1	1,160,136	2.6
	医業費	8,887,825	16.5	8,284,286	15.9	603,539	7.3
	歳出合計	53,983,279	100.0	52,219,604	100.0	1,763,675	3.4
形式・実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも53,983千円で、前年度に比べ1,764千円(3.4%)増加している。

歳入では、診療収入が29,811千円で、前年度に比べ563千円(1.9%)増加した。一般会計からの繰
入金は21,397千円で、前年度に比べ1,464千円(7.38%)増加している。歳出では、医業費が
8,888千円で前年度に比べ604千円(7.3%)増加し、総務費は45,095千円で前年度に比べ1,160千
円(2.6%)増加した。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		令和6年度		令和5年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	後期高齢者医療保険料	339,742,732	72.6	307,371,694	71.6	32,371,038	10.5
	使用料及び手数料	10,900	0.0	11,400	0.0	△500	△4.4
	繰入金	118,248,081	25.3	111,328,836	26.0	6,919,245	6.2
	繰越金	9,329,048	2.0	8,971,704	2.1	357,344	4.0
	諸収入	907,468	0.2	1,360,991	0.3	△453,523	△33.3

	歳入合計	468,238,229	100.0	429,044,625	100.0	39,193,604	9.1
歳出	総務費	9,251,765	2.0	9,096,278	2.2	155,487	1.7
	広域連合納付金	447,528,204	97.8	409,498,734	97.5	38,029,470	9.3
	諸支出金	872,432	0.2	1,120,565	0.3	△248,133	△22.1
	歳出合計	457,652,401	100.0	419,715,577	100.0	37,936,824	9.0
形式・実質収支額		10,585,828		9,329,048			

本年度の決算額は、歳入 468,238 千円、歳出 457,652 千円で、実質収支額は 10,586 千円の黒字決算となっている。

予算執行率は、歳入 99.2%、歳出 97.0%で、不用額は 14,348 千円となっている。

歳入は、後期高齢者医療保険料が 339,743 千円、一般会計からの繰入金は 118,248 千円である。

歳出は、広域連合納付金が 447,528 千円で、歳出全体の 97.8%を占めている。

保険料の収納状況は、調定額 340,318 千円に対して収入済額 339,743 千円で、還付未済額 990 千円を除く収納率は 99.5%となっている。

(4) 介護保険特別会計

介護保険特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
歳入	保険料	706,505,180	18.2	712,940,460	18.0	△6,435,280	△0.9
	使用料及び手数料	18,880	0.0	17,000	0.0	1,880	11.1
	国庫支出金	968,963,887	25.0	998,513,242	25.1	△29,549,355	△3.0
	支払基金交付金	973,233,000	25.1	966,514,000	24.3	6,719,000	0.7
	県支出金	534,513,380	13.8	541,444,885	13.6	△6,931,505	△1.3
	財産収入	54,732	0.0	47,123	0.0	7,609	16.2
	繰入金	547,339,024	14.1	564,112,927	14.2	△16,773,903	△3.0
	繰越金	137,311,891	3.5	184,717,996	4.6	△47,406,105	△25.7
	諸収入	7,444,800	0.2	7,980,560	0.2	△535,760	△6.7
	歳入合計	3,875,384,774	100.0	3,976,288,193	100.0	△100,903,419	△2.5
歳出	総務費	65,457,722	1.7	68,543,325	1.8	△3,085,603	△4.5
	保険給付費	3,526,060,873	92.4	3,476,865,549	90.6	49,195,324	1.4
	地域支援事業費	69,558,675	1.8	128,630,036	3.3	△59,071,361	△45.9
	基金積立金	70,054,732	1.8	60,047,123	1.6	10,007,609	16.7
	諸支出金	83,597,831	2.2	104,890,269	2.7	△21,292,438	△20.3
	歳出合計	3,814,729,833	100.0	3,838,976,302	100.0	△24,246,469	△20.3
形式収支額	60,654,941		137,311,891		△76,656,950	△55.8	
翌年度へ繰越すべき財源	0		0		0	0	
実質収支額	60,654,941		137,311,891		△76,656,950	△55.8	
単年度収支額	△76,656,950		△47,406,105		△29,250,845		

本年度の決算額は、歳入 3,875,385 千円、歳出 3,814,730 千円で実質収支額は 60,654 千円の黒字決算となっている。予算執行率は、歳入 97.7%、歳出 96.2%で、不用額は 151,858 千円となっている。

歳入は、前年度に比べ 100,903 千円 (2.5%) 減少している。主な要因は、地域支援事業費の一部を重層的支援体制整備事業(一般会計)に移行したことによるもので、国庫支出金 29,549 千円 (3.0%) 減、県支出金 6,932 千円 (1.3%) 減などとなっている。

歳出は、前年度に比べ 24,246 千円 (20.3%) 減少している。また、本年度は介護保険給付費準備基金に 70,055 千円を積み立てた。

介護保険料の収納状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

年 度	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
6	722,311,190	706,382,070	123,110	5,997,960	9,808,050	97.8
5	729,591,480	712,205,100	735,360	3,572,520	13,813,860	97.6
比較	△7,280,290	△5,823,030	△612,250	2,425,440	△4,005,810	0.2

本年度の調定額 722,311 千円に対する収納率は 97.8%となっている。収入未済額は 9,808 千円となり、前年度に比べ 4,006 千円減少している。

不納欠損額は 5,998 千円で、前年度に比べ 2,425 千円増加している。介護保険法第 200 条第 1 項の規定で、時効により徴収権が消滅したことによるものである。

第8 実質収支に関する調書

一般会計及び特別会計の実質収支は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
一般会計		19,918,708	19,075,915	842,793	81,853	760,940
特別会計	国民健康保険特別会計	2,773,181	2,747,390	25,791	0	25,791
	事業勘定	2,562,498	2,536,707	25,791	0	25,791
	大屋診療所施設勘定	117,116	117,116	0	0	0
	大屋歯科診療所施設勘定	35,984	35,984	0	0	0
	出合診療所施設勘定	57,581	57,581	0	0	0
	養父歯科診療所特別会計	53,983	53,983	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計	468,238	457,653	10,585	0	10,585
	介護保険特別会計	3,875,384	3,814,730	60,654	0	60,654
	小 計	7,170,787	7,073,756	97,031	0	97,031
	合 計	27,089,496	26,149,672	939,824	81,853	857,971

一般会計及び特別会計の実質収支合計額は、857,971千円の黒字となっている。

そ の 他 調 書

第9 財産に関する調書

1 公有財産

(1) 土地・建物

区 分		土地（地積・単位：㎡）			建物（単位：㎡）		
		令和5年度 末現在高	令和6年度 増減高	令和6年度 末現在高	令和5年度 末現在高	令和6年度 増減高	令和6年度 末現在高
行政 財産	本庁舎	9,936	0	9,936	3,239	0	3,239
	その他行政機関	56,820	0	56,820	21,813	△1,551	20,262
	公共用財産	1,442,589	0	1,442,589	222,707	93	222,800
	行政財産 計	1,509,345	0	1,509,345	247,759	△1,458	246,301
普通 財産	山林	2,947,000	0	2,947,000	—	—	—
	その他	585,107	0	585,107	28,603	9	28,612
	普通財産 計	3,532,107	0	3,532,107	28,603	9	28,612
合 計		5,041,452	0	5,041,452	276,362	△1,449	274,913

1 土地

土地は、5,041,452㎡で、前年度と同面積である。

2 建物

建物は、274,913㎡で、前年度に比べ1,449㎡減少している。減少の主な要因は、旧関宮地域局を取り壊したこと等によるものである。

(2) 山林

土地の権利の区分	土地（地積・単位：㎡）			立木の推定蓄積量（単位：㎡）		
	令和5年度 末現在高	令和6年度 増減高	令和6年度 末現在高	令和5年度 末現在高	令和6年度 増減高	令和6年度 末現在高
所有	2,947,000	0	2,947,000	178,758	0	178,758
分収	15,967,100	0	15,967,100	960,644	0	960,644
その他の権原に属するもの	19,723,218	0	19,723,218	367,789	0	367,789
合 計	38,637,318	0	38,637,318	1,507,191	0	1,507,191

2 物品

(単位：台)

区 分	令和5年度末現在高	令和6年度中増減高	令和6年度末現在高
マイクロバス	11	0	11
消防車(指令車除く)	68	0	68
特殊自動車	50	△1	48
普通自動車	37	△1	35
軽自動車	75	0	75
その他	18	0	18
合 計	259	△2	257

物品は、各種公用車の台数が257台で、前年度と比べ2台減少している。

3 基金に関する調書

基金の状況については、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分 基金名	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減高		令和6年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	2,508,462	156,088	164,549	2,500,000
減債基金	2,105,008	295,131	220,336	2,179,803
特 定 目 的 基 金	9,372,459	647,617	729,585	9,290,490
地域福祉基金	617,766	1,415	—	619,181
ふるさと・水と土保全対策基金	41,181	94	—	41,275
学校整備基金	34,026	1,099	—	35,125
元気な養父づくり応援基金	740,560	297,437	358,306	679,691
地域振興基金	2,312,579	5,295	5,295	2,312,579
公共施設等整備基金	4,249,712	334,824	213,134	4,371,402
過疎対策基金	574,758	1,316	6,660	569,414
企業誘致推進基金	218,769	4,801	—	223,570
全天候運動場管理運営基金	16,380	38	16,418	0
創生基金	502,856	1,151	98,693	405,314
森林経営管理基金	63,872	146	31,079	32,939
一般会計合計	13,985,929	1,098,835	1,114,470	13,970,294
国民健康保険給付費準備基金	311,822	12,062	46,000	277,884
介護保険給付費準備基金	273,661	70,055	0	343,716
特別会計合計	585,483	82,117	46,000	621,600
合 計	14,571,411	1,180,952	1,160,470	14,591,893

土地開発基金を除く令和6年度末の基金現在高は、14,591,893千円で、前年度末に比べ20,482千円増額している。

4 出資金等

(単位：千円)

区 分	令和5年度末現在高	令和6年度中増減高	令和6年度末現在高
(社) ひょうご農林機構出資金	9,420	0	9,420
(社) ひょうご農林機構出捐金	120	0	120
(株) おおや振興公社出資金	56,250	0	56,250
(財) ひょうご環境創造協会出捐金	1,720	0	1,720
(財) 砂防フロンティア整備推進機構出捐金	90	0	90
(財) 但馬地域地場産業振興センター出捐金	400	0	400
(財) 但馬ふるさとづくり協会出捐金	17,092	0	17,092
(財) 兵庫県営林緑化労働基金出捐金	2,926	0	2,926
(財) 兵庫県危険物安全協会出捐金	7	0	7
(財) 兵庫県勤労者信用基金協会出捐金	2,200	0	2,200
(財) 兵庫県体育協会出捐金	48	0	48
(財) 兵庫県まちづくり技術センター出捐金	2,292	0	2,292
(財) 兵庫県雇用開発協会出捐金	139	0	139
(財) 兵庫県人権啓発協会出捐金	1,300	0	1,300
(財) 暴力団追放兵庫県民センター出捐金	1,940	0	1,940
兵庫県信用保証協会出捐金	19,257	0	19,257
(社) 地域環境資源センター出資金	200	0	200
但馬空港ターミナル(株)出資金	8,400	0	8,400
但馬ふるさと市町村圏基金出資金	427,388	0	427,388
兵庫県農業信用基金協会出資金	10,060	0	10,060
兵庫県肥育肉用牛価格安定対策事業出資金	190	0	190
養父市上水道出資金	458,075	0	458,075
養父市森林組合出資金	89,244	0	89,244
養父町開発(株)出資金	42,500	0	42,500
地方公共団体金融機構出資金	4,600	0	4,600
やぶパートナーズ(株)出資金	20,000	0	20,000
(株)但馬牛振興公社出資金	10,000	0	10,000
(財)医療文化経済グローバル研究所出捐金	5,000	0	5,000
合 計	1,190,858	0	1,190,858

5 貸付金

(単位：千円)

区 分	令和5年度末現在高	令和6年度中増減高	令和6年度末現在高
養父市若者未来応援奨学金	95,538	800	96,338
合 計	95,538	800	96,338

第10 基金の運用状況

地方自治法第241条第5項に規定されている、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金は、土地開発基金のみである。

当年度における土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	現 金	土 地	計
令和5年度末現在高	473,967,914	12,111,306	486,079,220
令和6年度中増減	0	0	0
令和6年度末現在高	473,967,914	12,111,306	486,079,220

令和 6 年度

養父市決算審査意見書

公営企業会計

養父市監査委員

- (注) 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- また、各収支状況表において、前年度の実質収支額は「実質収支に関する調書」に基づいているため、当該年度の繰越額等とは一致しない場合があります。
- 2 文中及び表中、「収納率」と表示のあるものは「 $\text{収入済額} \div \text{調定額} \times 100$ 」を、「執行率」と表示のあるものは「 $\text{支出済額} \div \text{予算現額} \times 100$ 」を表しています。
- 3 図及び表中の年度表示は、元号を省略しているところがあります。
- 4 「0.0」・・・・・・該当数値はあるが単位未満（零を含む）のものを表す。
- 5 「－」・・・・・・該当数値のないものを表す。



養 監 第 17 号
令和 7 年 8 月 8 日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市監査委員 津 崎 智 宏

養父市監査委員 田 路 之 雄

令和 6 年度公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度養父市水道事業会計及び令和 6 年度養父市下水道事業会計決算の決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類等を審査した結果、次のとおり意見を付する。

第 1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度 養父市水道事業会計決算
- (2) 令和 6 年度 養父市下水道事業会計決算

第 2 審査の期間

令和 7 年 6 月 25 日から 7 月 25 日まで

第 3 審査の方法

決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が法令に準拠して調製されているか、計数は正確であるか、更に事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、かつ効率的に執行されたかに主眼をおき審査を実施した。

併せて事業経営内容の実情把握のため、担当部局へ提出資料を求めるとともにヒアリングによる数値分析を行い、事業の動向と推移を検証した。

第 4 審査の結果

公営企業会計の決算審査の結果は、以下のとおりである。

審査に付された会計の決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営状況及び財政状況をおおむね適正に表示している。

目 次

	ページ
第1 養父市水道事業会計	1
1 総括	1
2 事業の概要	1
3 決算状況	2
4 貸借対照表	3
5 損益計算書	4
6 繰出金の基準額と実繰出額	5
7 審査意見	5
第2 養父市下水道事業会計	6
1 総括	6
2 事業の概要	6
3 決算状況	6
4 貸借対照表	8
5 損益計算書	9
6 繰出金の基準額と実繰出額	10
7 審査意見	10

第1 養父市水道事業会計

1 総括

令和6年度の水道事業決算額（消費税抜き）は、収益的収入が748,564千円に対し、収益的支出は767,098千円となり18,534千円の純損失となった。その結果、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金103,730千円に純損失を加えた85,196千円となっている。

2 事業の概要

令和6年度の事業概要は次表のとおりである。

区 分		令和6年度	令和5年度	前年度比較
計 画 給 水 人 口 (人)		24,311	24,311	0
給 水 人 口 (人)		20,806	21,268	△462
給 水 戸 数 (戸)		10,389	10,452	△63
配 水 量	年間総配水量 (m ³)	2,990,518	3,017,234	△26,716
	1日最大配水量 (m ³)	12,597	11,041	1,556
	1日平均配水量 (m ³)	8,193	8,244	△51
有 収 水 量	年間総有収水量 (m ³)	2,381,382	2,405,351	△23,969
	1日平均有収水量 (m ³)	6,524	6,572	△48
	有 収 率 (%)	79.6	79.7	△0.1
供 給 単 価 (円/m ³)		203.64	203.34	0.30
給 水 原 価 (円/m ³)		269.81	278.23	△8.42

本年度は、給水人口20,806人、給水戸数10,389戸、年間総配水量2,990,518 m³で、前年度と比べ給水人口で462人(2.2%)減少、給水戸数で63戸(0.6%)減少となり、年間総配水量も26,716 m³(0.9%)減少した。

供給単価は203.64円/m³で対前年度比0.30円(0.1%)増加したが、給水原価は269.81円/m³で対前年度比8.42円(3.0%)減少している。年間総有収水量は2,381,382 m³で前年度に比べ23,969 m³(1.0%)減少し、1日平均有収水量は前年度に比べ48 m³減少し6,524 m³であった。有収率は、前年度に比べて0.1ポイント減少し79.6%となった。

3 決算状況 (税抜き)

(1) 収益的収入及び支出

収益的収入及び支出の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 水道事業収益	748,564,281	880,864,484	△132,300,203	△15.0
1 項 営 業 収 益	490,512,244	494,098,440	△3,586,196	△0.7
2 項 営 業 外 収 益	258,052,037	386,766,044	△128,714,007	△33.3
1 款 水道事業費用	767,098,220	899,331,705	△132,233,485	△14.7
1 項 営 業 費 用	737,197,812	747,172,874	△9,975,062	△1.3
2 項 営 業 外 費 用	29,126,587	53,373,160	△24,246,573	△45.4
3 項 特 別 損 失	773,821	98,785,671	△98,011,850	△99.2

(収 入)

令和6年度の水道事業収益は748,564千円となり、前年度に比べ132,300千円(15.0%)減少した。水道料金484,941千円など営業収益490,512千円と、一般会計補助金126,313千円など営業外収益258,052千円を収益した。

(支 出)

令和6年度の水道事業費用は767,098千円となり、前年度に比べ132,233千円(14.7%)減少した。職員人件費や施設の維持管理費のほか、減価償却費や企業債償還利息などを支出した。

(2) 資本的収入及び支出 (税込み)

資本的収入の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 資本的収入	108,831,375	1,053,373,176	△944,541,801	△89.7
1 項 企業債	20,000,000	9,300,000	10,700,000	115.1
3 項 工事負担金	870,400	—	870,400	皆増
4 項 国庫補助金	10,506,000	—	10,506,000	皆増
5 項 出資金	77,454,975	1,044,073,176	△966,618,201	△92.6

資本的収入は、企業債、出資金等の合計108,831千円を収入し、対前年度比944,542千円(89.7%)減少した。

令和5年度は企業債の繰上償還を行ったため、一般会計から基準外の出資金1,028,670千円を受けていたことにより、大幅な増加となっていたが令和6年度は繰上償還を行っていないため減少となった。

資本的支出の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 資本的支出	313,061,625	1,264,873,604	△951,811,979	△75.2
1 項 建設改良費	42,483,700	14,303,300	28,180,400	197.0
2 項 企業債償還金	270,577,925	1,250,570,304	△979,992,379	△78.4

資本的支出は、建設改良費と企業債償還金の合計 313,062 千円を支出し、対前年比 951,812 千円の減少となった。

減少の主な要因は、令和5年度は企業債の繰上償還を 930,094 千円行ったことである。令和6年度は繰上償還を行っていない。

4 貸借対照表 (税抜き)

比較貸借対照表は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
固定資産	7,928,238,806	8,391,408,703	△463,169,897	△5.5
有形固定資産	7,923,670,506	8,386,840,403	△463,169,897	△5.5
無形固定資産	4,568,300	4,568,300	0	0.0
流動資産	2,202,389,332	1,910,876,856	291,512,476	15.3
現金預金	1,870,282,345	1,806,272,515	64,009,830	3.5
未収金	324,163,036	97,552,447	226,610,589	232.3
貯蔵品	7,943,951	7,051,894	892,057	12.6
資産合計	10,130,628,138	10,302,285,559	△171,657,421	△1.7
固定負債	2,222,102,044	2,456,672,716	△234,570,672	△9.5
企業債	2,222,102,044	2,456,672,716	△234,570,672	△9.5
流動負債	461,201,370	344,841,972	116,359,398	33.7
企業債	254,537,174	270,544,427	△16,007,253	△5.9
未払金	200,842,393	69,917,065	130,925,328	187.3
預り金	1,480	1,480	0	0.0
引当金	5,820,323	4,379,000	1,441,323	32.9
繰延収益	1,782,400,632	1,894,767,815	△112,367,183	△5.9
長期前受金	3,827,887,961	3,816,590,689	11,297,272	0.3
収益化累計額	△2,045,487,329	△1,921,822,874	△123,664,455	6.4
負債合計	4,465,704,046	4,696,282,503	△230,578,457	△4.9
資本金	5,348,591,705	5,271,136,730	77,454,975	1.5
自己資本金	5,348,591,705	5,271,136,730	77,454,975	1.5
剰余金	316,332,387	334,866,326	△18,533,939	△5.5
資本剰余金	11,306,554	11,306,554	0	0.0

利益剰余金	305,025,833	323,559,772	△18,533,939	△5.7
資本合計	5,664,924,092	5,606,003,056	58,921,036	1.1
負債・資本合計	10,130,628,138	10,302,285,559	△171,657,421	△1.7

5 損益計算書（税抜き）

比較損益計算書は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
営業収益	490,512,244	494,098,440	△3,586,196	△0.7
給水収益	484,940,784	489,097,337	△4,156,553	△0.8
その他の営業収益	5,571,460	5,001,103	570,357	11.4
営業費用	737,197,812	747,172,874	△9,975,062	△1.3
原水及び浄水費	136,362,992	113,823,525	22,539,467	19.8
配水及び給水費	62,019,113	54,789,321	7,229,792	13.2
総 係 費	36,894,794	44,596,526	△7,701,732	△17.3
減価償却費	501,791,443	533,854,542	△32,063,099	△6.0
その他営業費用	129,470	108,960	20,510	18.8
営業損失	246,685,568	253,074,434	△6,388,866	△2.5
営業外収益	258,052,037	386,766,044	△128,714,007	△33.3
受取利息	953	1,158	△205	△17.7
加 入 金	3,290,908	3,363,634	△72,726	△2.2
補 助 金	126,313,294	247,377,585	△121,064,291	△48.9
長期前受金戻入	123,664,455	131,197,766	△7,533,311	△5.7
雑 収 益	4,782,427	4,825,901	△43,474	△0.9
営業外費用	29,126,587	53,373,160	△24,246,573	△45.4
支払利息	28,534,034	43,720,273	△15,186,239	△34.7
雑 支 出	592,553	9,652,887	△9,060,334	△93.9
経常利益（損失）	△17,760,118	80,318,450	△98,078,568	△122.1
特別損失	773,821	98,785,671	△98,011,850	△99.2
過年度損益修正損	773,821	209,557	564,264	269.3
その他特別損失	0	98,576,114	△98,576,114	皆減
当年度純利益（損失）	△18,533,939	△18,467,221	△66,718	0.4
前年度繰越利益剰余金	103,730,258	122,197,479	△18,467,221	△15.1
当年度未処分利益剰余金	85,196,319	103,730,258	△18,533,939	△17.9

当年度純損失は△18,534千円で、前年度繰越利益剰余金103,730千円に純損失を加えた当年度未処分利益剰余金は、85,196千円となっている。

6 繰出金の基準額と実繰出額

(単位：円)

年 度	繰出基準額	実繰出額	差 額
令和6年度	207,577,269	207,577,269	0
令和5年度	266,590,147	1,295,259,761	1,028,669,614
比 較	△59,012,878	△1,087,682,492	△1,028,669,614

*令和5年度は、企業債の繰上償還を行ったため、基準外の繰出金(1,028,669,614円)があったが、令和6年度は繰上償還を行っていない。

7 審査意見

(1) 事業の状況について

令和6年度末の給水人口は20,806人で対前年度比462人減(△2.2%)、給水戸数は10,389戸で対前年度比63戸減とそれぞれ減少している。

年間総配水量は2,990,518 m³で対前年度比26,716 m³(0.9%)の減少、年間有収水量は2,381,382 m³で対前年度比23,969 m³(1.0%)の減少となり、有収率は79.6%で前年度79.7%と比較し0.1ポイント減少した。

また、給水人口、給水戸数とも昨年度に比べ減少しているが、これは、少子化による自然減と転出による社会減が大きな要因であり、今後も減少傾向が続くと考えられる。

建設改良事業の状況は、宿南配水池濁度計設置工事・大塚浄水場膜ろ過設備タッチパネル更新工事などを施工した。

(2) 損益の状況について

令和6年度の収益的収入は、総額748,564千円となり、前年度880,864千円と比較して132,300千円の減収となった。そのうち営業収益は、490,512千円となり、前年度494,098千円と比較して3,586千円の減収となった。営業外収益は、令和5年度には、繰上償還の補償金に伴う基準外の一般会計補助金の繰り入れがあったが、皆減となったため258,052千円となり、前年度386,766千円と比較して128,714千円の減収となった。

収益的支出については、総額767,098千円となり、前年度899,332千円と比較して132,234千円の減額となった。この結果、本年度は18,534千円の純損失が生じ、当年度末処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金103,730千円から純損失を差し引いた85,196千円となった。

近年、水道料金の未収金が増加傾向にあり、昨年度に続き今年度においても不能欠損処理を行っているにもかかわらず、過年度の未収金額は41,590千円となっている。

今後、給水人口の減少等、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しているため、滞納者に対する督促態勢を強化し、未収金の削減に努められたい。

なお、決算処理において、本来なら期末までに下水道事業会計から返済される短期貸付金の受理確認を失念し、貸借対照表において未収金として計上しているため、今後においては、決算処理にかかるチェック体制を見直しするなどして適正な事務処理を実施されたい。

第2 養父市下水道事業会計

1 総括

令和6年度の下水道事業決算額（消費税抜き）は、事業収益 1,061,336 千円に対し、事業費用は 1,075,234 千円となった。その結果、13,897 千円の純損失が生じ、当年度未処理欠損金は 174,002 千円となった。

2 事業の概要

令和6年度の事業概要は次表のとおりである。

区 分	令和6年度	令和5年度	前年度比較
年度末行政区域内人口（人）	19,946	20,362	△416
年度末処理区域内人口（人）	19,946	20,362	△416
年度末接続人口（人）	19,424	19,803	△379
年度末接続世帯数（世帯）	8,307	8,339	△32
年度末接続率（%）	97.4	97.3	0.1
年間総処理水量（m ³ ）	2,209,439	2,149,376	60,063
年間総有収水量（m ³ ）	2,090,048	2,112,058	△22,010
有 収 率（%）	94.6	98.3	△3.7

当年度末の接続人口は 19,424 人、接続率は 97.4%であった。当年度の年間総処理水量は 2,209,439 m³で、これに対する年間有収水量は 2,090,048 m³となり、有収率は 94.6%となった。

3 決算状況（税抜き）

（1）収益的収入及び支出

収益的収入及び支出の状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 下水道事業収益	1,061,336,441	1,095,143,628	△33,807,187	△3.1
1 項 営 業 収 益	430,483,292	433,341,633	△2,858,341	△0.7
2 項 営 業 外 収 益	630,853,149	661,801,995	△30,948,846	△4.7
1 款 下水道事業費用	1,075,233,622	1,104,525,080	△29,291,458	△2.7
1 項 営 業 費 用	991,552,366	1,006,265,746	△14,713,380	△1.5
2 項 営 業 外 費 用	82,699,320	97,108,977	△14,409,657	△14.8
3 項 特 別 損 失	981,936	1,150,357	△168,421	△14.6

（収 入）

令和6年度の下水道事業収益は 1,061,336 千円で、下水道使用料 429,477 千円など営業収益 430,483 千円と、一般会計からの補助金 338,839 千円など営業外収益 630,853 千円を収入した。

(支 出)

令和6年度の下水道事業費用は1,075,234千円で、職員人件費や施設の維持管理費のほか、減価償却費や企業債償還利息などを支出した。

(2) 資本的収入及び支出(税込み)

資本的収入の状況は、次表のとおりである。

(単位:円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 資本的収入	1,013,616,997	781,812,746	231,804,251	29.6
1 項 企 業 債	665,300,000	546,300,000	119,000,000	21.8
2 項 出 資 金	127,754,747	126,530,071	1,224,676	1.0
3 項 補 助 金	220,562,250	107,072,050	113,490,200	106.0
4 項 負 担 金	—	1,910,625	△1,910,625	皆減

資本的収入は、建設改良費等の財源に充てるための企業債、一般会計からの出資金、国県等からの補助金の合計1,013,617千円を収入し、対前年度比231,804千円(29.6%)増加した。

資本的支出の状況は、次表のとおりである。

(単位:円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
1 款 資本的支出	1,300,356,116	1,083,696,833	216,659,283	20.0
1 項 建設改良費	442,498,281	214,481,537	228,016,744	106.3
2 項 企業債償還金	857,857,835	869,215,296	△11,357,461	△1.3

資本的支出は、建設改良費及び企業債の償還に合計1,300,356千円を支出し、対前年比216,659千円(20.0%)の増加となった。

増加の主な要因は、建設改良費の増加によるものである。

4 貸借対照表 (税抜き)

比較貸借対照表は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
固定資産	19,273,177,491	19,581,981,854	△308,804,363	△1.6
有形固定資産	19,272,601,491	19,581,405,854	△308,804,363	△1.6
無形固定資産	576,000	576,000	0	0.0
流動資産	1,168,777,652	686,623,798	482,153,854	70.2
現金預金	841,618,419	553,395,196	288,223,223	52.1
未収金	327,159,233	133,228,602	193,930,631	145.6
資産合計	20,441,955,143	20,268,605,652	173,349,491	0.9
固定負債	4,874,113,399	5,041,820,674	△167,707,275	△3.3
企業債	4,874,113,399	5,041,820,674	△167,707,275	△3.3
流動負債	1,396,001,989	1,083,140,613	312,861,376	28.9
企業債	832,950,916	857,801,476	△24,850,560	△2.9
未払金	557,010,774	220,100,748	336,910,026	153.1
預り金	3,720	3,720	0	0.0
引当金	6,036,579	5,234,669	801,910	15.3
繰延収益	7,553,882,725	7,639,544,901	△85,662,176	△1.1
長期前受金	10,309,605,052	10,117,110,249	192,494,803	1.9
収益化累計額	△2,755,722,327	△2,477,565,348	△278,156,979	11.2
負債合計	13,823,998,113	13,764,506,188	59,491,925	0.4
資本金	6,371,483,682	6,243,728,935	127,754,747	2.0
固有資本金	4,948,955,464	4,948,955,464	0	0.0
繰入資本金	1,422,528,218	1,294,773,471	127,754,747	9.9
剰余金	246,473,348	260,370,529	△13,897,181	△5.3
資本剰余金	420,475,357	420,475,357	0	0.0
利益剰余金	△174,002,009	△160,104,828	△13,897,181	8.7
資本合計	6,617,957,030	6,504,099,464	113,857,566	1.8
負債・資本合計	20,441,955,143	20,268,605,652	173,349,491	0.9

5 損益計算書 (税抜き)

比較損益計算書は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	決 算 額		対前年度	
	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
営業収益	430,483,292	433,341,633	△2,858,341	△0.7
使用料	429,477,111	433,118,616	△3,641,505	△0.8
その他の営業収益	1,006,181	223,017	783,164	351.2
営業費用	991,552,366	1,006,265,746	△14,713,380	△1.5
管 渠 費	44,437,755	43,905,976	531,779	1.2
処 理 場 費	202,925,402	214,868,496	△11,943,094	△5.6
総 係 費	32,294,473	35,747,451	△3,452,978	△9.7
減 価 償 却 費	703,878,399	701,539,023	2,339,376	0.3
資 産 減 耗 費	8,016,337	10,204,800	△2,188,463	△21.4
営業損益	△561,069,074	△572,924,113	11,855,039	△2.1
営業外収益	630,853,149	661,801,995	△30,948,846	△4.7
負 担 金	5,568,168	6,363,616	△795,448	△12.5
補 助 金	338,839,424	360,944,345	△22,104,921	△6.1
長期前受金戻入	286,173,316	294,488,980	△8,315,664	△2.8
雑 収 益	272,241	5,054	267,187	5,286.6
営業外費用	82,699,320	97,108,977	△14,409,657	△14.8
支 払 利 息	82,547,039	94,596,049	△12,049,010	△12.7
雑 支 出	152,281	2,512,928	△2,360,647	△93.9
経常利益 (損失)	△12,915,245	△8,231,095	△4,684,150	56.9
特別損失	△981,936	△1,150,357	168,421	△14.6
過年度損益修正損	△981,936	△1,150,357	168,421	△14.6
当年度純利益 (損失)	△13,897,181	△9,381,452	△4,515,729	48.1
前年度繰越欠損金	160,104,828	150,723,376	9,381,452	6.2
当年度未処理欠損金	174,002,009	160,104,828	13,897,181	8.7

当年度純損失は13,897千円で、前年度繰越欠損金160,105千円を加算した当年度未処理欠損金は174,002千円となっている。

6 繰出金の基準額と実繰出額

(単位：円)

年 度	繰出基準額	実繰出額	差 額
令和 6 年度	466,594,171	471,040,171	4,446,000
令和 5 年度	481,174,416	481,174,416	0
比 較	△14,580,245	△10,134,245	4,446,000

7 審査意見

(1) 事業の状況について

令和 6 年度末の接続人口は 19,424 人、接続率は 97.4%で対前年度比 0.1 ポイント増加した。

年間総処理水量は 2,209,439 m³でこれに対する年間有収水量は 2,090,048 m³となり、有収率は 94.6%で前年度対比は 3.7 ポイント減少した。

建設改良では、長寿命化対策事業として、八鹿浄化センター長寿命化対策工事、養父 3 地区・養父 4 地区機能強化対策工事、その他の工事として下水道施設情報伝送システム設備工事等を実施した。

また、今年度は沈砂車（2 t 級）を 1 台購入した。

(2) 損益の状況について

令和 6 年度の収益的収入は、総額 1,061,336 千円となり、前年度 1,095,144 千円と比較して 33,807 千円の減収となった。営業収益は 430,483 千円となり、前年度 433,342 千円と比較して 2,858 千円の減収となった。

営業外収益は、一般会計補助金や長期前受金の減額等により 630,853 千円となり、前年度 661,802 千円と比較して 30,949 千円の減収となった。

収益的支出は、委託費等の減額等により総額 1,075,234 千円となり、前年度 1,104,525 千円と比較して 29,291 千円の減額となった。

この結果、本年度は 13,897 千円の純損失が生じ、当年度末処理欠損金は、前年度繰越欠損金 160,105 千円に純損失を加えた 174,002 千円となった。

水道事業会計と同様、下水道料金の未収金についても増加傾向にあり、昨年度に続き今年度においても不能欠損処理を行っているにもかかわらず、過年度の未収金額は 38,352 千円となっている。

なお、決算処理において、期末までに水道事業会計へ返済すべき一時借入金の決算処理を失念し、貸借対照表において未払金に計上している。また、「令和 6 年度養父市下水道事業報告書」への記載不備などもあり、決算書類作成における確認・検証の不徹底が見受けられた。今後においては、決算処理にかかるチェック体制を見直しするなどして適正な事務処理を実施されたい。